

第92回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 第1号議案 神河町いじめ防止対策推進条例制定の件
- 第2号議案 神河町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第3号議案 神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7号議案 神河町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11号議案 神河町水道給水条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第12号議案 神河町町道路線の認定の件
- 第13号議案 神河町町道路線の変更の件
- 第14号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 第15号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第16号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 第17号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第18号議案 令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）
- 第20号議案 令和元年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 第21号議案 令和2年度神河町一般会計予算
- 第22号議案 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
- 第23号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第25号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 令和2年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第27号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計予算
- 第28号議案 令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算

第 29 号議案	令和 2 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第 30 号議案	令和 2 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
第 31 号議案	令和 2 年度神河町水道事業会計予算
第 32 号議案	令和 2 年度神河町下水道事業会計予算
第 33 号議案	令和 2 年度公立神崎総合病院事業会計予算
承認第 1 号	第 2 期神河町人口ビジョン及び第 2 期神河町地域創生総合戦略の策定の件
承認第 2 号	神河町空家等対策計画の策定の件
承認第 3 号	第 2 期神河町子ども・子育て支援事業計画及び第 2 期神河町次世代育成支援対策推進行動計画の策定の件
承認第 4 号	神河町業務継続計画の策定の件
承認第 5 号	神河町自殺対策計画の策定の件
○議会提出議案	
発議第 1 号	神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件
発議第 2 号	新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める意見書

神河町告示第15号

第92回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月21日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和2年3月3日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

廣 納 良 幸

三 谷 克 巳

澤 田 俊 一

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

藤 森 正 晴

藤 原 裕 和

栗 原 廣 哉

藤 原 日 順

安 部 重 助

○応招しなかった議員

な し

令和2年 第92回(定例)神河町議会会議録(第1日)

令和2年3月3日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年3月3日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 発議第1号 神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第5 第1号議案 神河町いじめ防止対策推進条例制定の件
- 日程第6 第2号議案 神河町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第3号議案 神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第4号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第5号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第6号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第7号議案 神河町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第8号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第9号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第10号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第11号議案 神河町水道給水条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第12号議案 神河町町道路線の認定の件
- 日程第17 第13号議案 神河町町道路線の変更の件
- 日程第18 第14号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第19 第15号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第20 第16号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第21 第17号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第22 第18号議案 令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第

2号)

- 日程第23 第19号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第24 第20号議案 令和元年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第25 第21号議案 令和2年度神河町一般会計予算
- 第22号議案 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
- 第23号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第25号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 令和2年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第27号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計予算
- 第28号議案 令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
- 第29号議案 令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
- 第30号議案 令和2年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
- 第31号議案 令和2年度神河町水道事業会計予算
- 第32号議案 令和2年度神河町下水道事業会計予算
- 第33号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 日程第26 承認第1号 第2期神河町人口ビジョン及び第2期神河町地域創生総合戦略の策定の件
- 日程第27 承認第2号 神河町空家等対策計画の策定の件
- 日程第28 承認第3号 第2期神河町子ども・子育て支援事業計画及び第2期神河町次世代育成支援対策推進行動計画の策定の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 発議第1号 神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第5 第1号議案 神河町いじめ防止対策推進条例制定の件
- 日程第6 第2号議案 神河町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第3号議案 神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第4号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第5号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 日程第10 第6号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第7号議案 神河町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第8号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第9号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第10号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第11号議案 神河町水道給水条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第12号議案 神河町町道路線の認定の件
- 日程第17 第13号議案 神河町町道路線の変更の件
- 日程第18 第14号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 第15号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 第16号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 第17号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 第18号議案 令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 第19号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第24 第20号議案 令和元年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 第21号議案 令和2年度神河町一般会計予算
- 第22号議案 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
- 第23号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 令和2年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第25号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 令和2年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第27号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計予算
- 第28号議案 令和2年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
- 第29号議案 令和2年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
- 第30号議案 令和2年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
- 第31号議案 令和2年度神河町水道事業会計予算
- 第32号議案 令和2年度神河町下水道事業会計予算
- 第33号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 日程第26 承認第1号 第2期神河町人口ビジョン及び第2期神河町地域創生総合戦略の策定の件
- 日程第27 承認第2号 神河町空家等対策計画の策定の件

日程第28 承認第3号 第2期神河町子ども・子育て支援事業計画及び第2期神河町次世代育成支援対策推進行動計画の策定の件

出席議員（11名）

1番 廣 納 良 幸	8番 藤 森 正 晴
2番 三 谷 克 巳	9番 藤 原 裕 和
3番 澤 田 俊 一	10番 栗 原 廣 哉
4番 小 寺 俊 輔	11番 藤 原 日 順
5番 吉 岡 嘉 宏	12番 安 部 重 助
6番 小 島 義 次	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 坂 田 英 之 主事 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事
副町長	前 田 義 人 真 弓 憲 吾
教育長	入 江 多喜夫	建設課長
総務課長	日 和 哲 朗	地籍課長
総務課参事兼財政特命参事		上下水道課長
.....	児 島 修 二	健康福祉課長
総務課参事兼情報発信特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事
.....	岡 部 成 幸 保 西 瞳
税務課長兼滞納整理特命参事		会計管理者兼会計課長
.....	和 田 正 治 山 本 哲 也
住民生活課長	高 木 浩	病院事務長
住民生活課参事兼防災特命参事		病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事
.....	平 岡 民 雄 藤 原 広 行
地域振興課長	多 田 守	教育課長兼給食センター所長
地域振興課参事兼商工観光特命参事	 藤 原 美 樹
.....	小 林 英 和	教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長
ひと・まち・みらい課長	 高 橋 宏 安

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに第92回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には御健勝にて全員の御参集を賜り開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

ことしの冬は、暖冬の影響で記録的な雪不足が続いております。各地でスキー場は大変苦勞されているようです。3シーズン目を迎えた峰山高原ホワイトピークも、人工降雪機により最大限の努力をされていますが、自然現象には逆らえず苦勞されているようです。

また、各国に新型コロナウイルスの感染が拡大し、社会生活への影響はもちろのこと、経済情勢等に大きな打撃となっており、我が国でも各種のイベントの自粛、小・中・高校の臨時休校等全ての分野に影響が及び、7月24日から開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを控え、予断を許さない状況であります。早期の治療薬の開発とさらなる感染拡大防止に、最大限の対策に努めていただきますよう強く願うところであります。私たちも事態を重く受けとめ、的確な対応に心がけたいと思っております。

2月7日には、我が町の事業執行に有利な過疎債の財源確保のため、谷公一衆議院議員、山口壯衆議院議員、加田裕之参議院議員のもとにお伺いし、意見書を提出させていただきました。今後の協力をお願いいたしました。

さて、今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、町長からは、条例制定並びに一部改正、町道路線の認定・変更、令和元年度各会計補正予算並びに令和2年度予算、承認案件等、計36件が提出され、議会からは発議1件が出ております。今年度最後の議会であり、町の施策を進める新年度予算を審議する極めて重要な定例会であります。

議員各位並びに執行部におかれましても、格別の御精励を賜りまして、慎重審議の上、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

.....

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

改めて、議員の皆様には御健勝のこととお喜び申し上げます。

まずは世界各国での新型コロナウイルス感染者の拡大とあわせて、日本国内でも240人余りの感染者と6名の死亡者が発生するなど大きな社会問題となっています。

兵庫県においても3月1日、県内で初めて感染者が確認されました。

神河町では、2月29日、3月の例月メッセージを特別放送に切りかえ、新型コロナウイルス感染予防対策のお知らせとお願いをさせていただきました。

また、この間、感染症対策連絡会議を開催し、情報収集と町民の皆様にご注意喚起の啓発に努めてきたところですが、2月27日夕方、安倍首相は、感染拡大を防止し、国民生活や経済に及ぼす影響を最少とするため必要な法案を準備してもらいたいと指示を行いました。

神河町もこれに先立って第3回対策連絡会議を開催し、感染対策として、2月29日土曜日から3月13日金曜日の間、町主催のイベント、研修会、教室等の行事は中止または延期とさせていただきます。

また、教育課からの臨時放送でもお知らせしておりますとおり、神河町教育委員会では、3月3日火曜日、本日から3月15日の日曜日の間、町内小・中学校を臨時休校とし、幼稚園、学童保育については開設することとしております。

改めて町民の皆様におかれましては、特に多くの方が集まる場合の対策としてマスク着用などのせきエチケットや手洗い、うがい、出入り口等でのアルコール消毒を心がけ、万一体調が思わしくない場合は外出を控えていただくなどの対応をよろしくお願ひしたいと思います。

私どもは今後も各関係機関との連携を密にしながら適宜保護者、町民の皆様への速やかな情報提供を行い、適切な対応と町民全体でのしっかりとした予防対策で安全・安心に努めてまいりますので、引き続きの御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は、第92回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には繰り合わせの御出席を賜りまして議会が開会できますことを厚く御礼申し上げます。

今定例会には、条例制定、改正11件、町道認定及び変更2件、令和元年度各会計の補正予算7件、令和2年度各会計予算13件及び承認3件の合計36件を提出させていただきました。

令和2年度の重点施策は、神河町地域創生事業と第2次長期総合計画の推進に加えて、引き続き区要望事業の推進であります。

地域創生事業は、第2期総合戦略の初年度であり、第1期総合戦略の検証を踏まえて、交流から関係、そして定住につながるよう神河町にゆかりのある方とのつながりを深めていながら神河町の魅力発信に努め、重要事業の目標実現に向け全力で取り組み、「ハートがふれあう住民自治のまち」「大好き！私たちの町かみかわ」の実現を目指してまいります。

議員各位には、よろしく御審議を賜り、御承認くださいますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前9時08分開会

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達してい

ますので、第92回神河町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

9番、藤原裕和議員、10番、栗原廣哉議員、以上2名を指名します。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について、委員長から報告を受けます。

廣納良幸議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（廣納 良幸君） おはようございます。

議会運営委員会からの報告をいたします。

去る2月26日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から3月24日までの22日間と決しております。

町長から提出されます議案は、条例の制定及び一部改正11件、町道路線の認定及び変更各1件、補正予算7件、令和2年度当初予算13件、計画・構想の承認3件、計36件が提出されております。

議会からの提出議案は、条例の一部改正1件であります。なお、最終日には、追加提出議案として、計画の承認2件が提出される予定となっております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

第1日目と第2日目は提案説明を受け、第3日目と第4日目は質疑を行い、第2号議案から第13号議案は表決をいたします。

第1号議案及び第14号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することとしております。

また、第21号議案から第33号議案までの令和2年度各会計当初予算については、質疑の後に議長を除く全議員により予算特別委員会を設置して、審査を付託することとしております。

第5日目の一般質問の前に、発議第1号について表決をお願いすることとしております。

また、総務文教常任委員会に付託いたしました第14号議案について、審査報告の後、討論、採決を行います。あわせて第15号議案から第20号議案までの各特別会計、企業会計補正予算についても討論、採決を行うこととしております。

一般質問につきましては、事前の通告のとおり、締め切りを3月5日の午前9時とし、

本会議第5日目の17日と第6日目の18日に行うこととしております。

24日の最終日には、総務文教常任委員会に付託いたしました第1号議案並びに予算特別委員会に付託いたしました各議案について、審査報告の後、討論、採決をお願いすることとしております。

以上で今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長をお願いしております。

議員各位には格段の御協力をよろしくをお願いいたします。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、お願いします。

三谷克巳総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） おはようございます。2番、三谷でございます。それでは、閉会中におきますところの総務文教常任委員会の調査活動の報告をいたします。

委員会を2月10日に開催し、所管課の事務調査を行いましたので、その内容について報告します。

最初に、教育委員会ですが、越知谷小学校・幼稚園では、統合準備委員会で統合に向けての協議の中で、バスの朝の便を上越知まで運行できないかという要望があったので、グリーンバスにも検討いただいたが、厳しいとのことでした。

次に、長谷幼稚園ですが、現在、休園となっています。今年度、校区に転入者がありましたが、開園人数に達しなかったため令和2年度も休園することになりました。

また、3年度は、対象者が4歳児、5歳児、3歳児それぞれ2名ずつおられるので、4歳児、5歳児の入園希望があり、3歳児の入園希望者と合わせて開園人数の3名以上になれば開園するとのことでございます。

次に、教育の情報化の取り組みですが、国においてはGIGAスクール構想を進めております。

この構想は、全国の小・中学校の全ての児童生徒が1人1台の状況でパソコンやタブレットが使える環境を令和5年度までに整備する施策でございます。

神河町では、校内のLAN整備、教師用のパソコン、電子黒板等の整備を順次進めていく予定でございます。

この件について、GIGAスクール構想では、校内LANは10ギガで整備するが、神河町の学校の外の1ギガ程度の環境では対応できないとなれば、学習に支障が出てくるのではないかと考えているかとの問いに対しまして、将来的には画像や動画の内容によって10ギガが必要になってくると思っていると。

今の段階では、パソコンを1人に1台ずつ配置して、10人がインターネットにアクセスしてもスムーズにアクセスできるので、当分の間は問題なく使えると。アクセスポイントが1カ所で足りなければ、2カ所設置することによって支障なく使えると思っているとのことです。

建物の外の環境については、全町的に検討しなければならないと思っているとのことです。

次に、病児・病後児保育についてですが、ケアステーションかんぎきの2階を改造・整備し、神崎郡3町で共同実施することを進めており、来年の1月に開設する予定で、そのために保育士の募集も行います。

次に、銀の馬車道ですが、これを国指定の史跡にするための取り組みとして、馬車道でマカダム式の舗装が確認された場所を町の指定文化財に指定することの検討をしているとのことでございます。

次に、町民グラウンドの休館日、月曜日ですが、の使用許可について検討しましたが、従来どおり許可をしないこととしました。ただし、自己責任において利用されることについては差し支えないとのことでございます。

次に、学校給食ですが、食育、地産地消の取り組みとして、鹿肉のカリン揚げを献立に取り入れています。また、銀の馬車道のブランドイメージ推進のために中村営農が栽培した伯爵カボチャのポタージュスープも配食しております。

また、地場産野菜の納入状況ですが、1月末現在では昨年度は33.6%でしたが、今年度は24%に減少をしております。

学校給食甲子園事業というものがありますが、これへのエントリーや、それからSN

Sなどに給食の献立をアップして、給食の充実、食育の推進につなげる考えについての質疑がございまして、これに対して今後、検討していきたいとのこととございました。

次に、神河シニアカレッジですが、来年度から、趣味講座に俳句の部を創設する予定でございます。講師には、西播磨各地の公民館で俳句講座の講師として活躍されている小坂文之先生を予定しているとのこととございます。

次に、税務課ですが、税の収納率は前年度より0.8%ふえております。また、滞納処分も前年度より大きくふえております。

滞納者、また滞納額ともに減っている要因についての質疑がございまして、滞納整理を前年度以上に行ったことと長期滞納者、高額滞納者には、財産調査予告という形で通知をしたことが収納につながったとのこととございます。

また、滞納整理ですが、上下水道、それからケーブルテレビではサービスの提供停止の措置をとったことにより滞納件数、額ともに減少をしております。

次に、家屋を解体した場合、土地の固定資産税額についての質疑がございまして、これに対しまして、居住用の財産でなくなるので、小規模住宅の200平方メートル以下は6分の1の課税標準額、それから200平方メートルを超える場合の3分の1の課税標準額の軽減特例措置がなくなり、通常の宅地評価に戻りますので固定資産税はふえるとのこととございます。

続いて、会計課ですが、元年12月末の現金等保管総額は49億7,674万8,651円になっています。

一時借入金でございますが、2月10日時点では6億円となっておりますが、2月末時点では10億円程度の借り入れを予定されており、この状況は5月ごろまで続くとのこととございます。

次に、一時借入金の借入限度額の取り扱いですが、これを変更します。内容は、出納整理期間内に一時借り入れを行う場合、これまでは会計年度をまたいだ一時借入金がある場合は、これを合算した額を借入限度額内の可能額と判断していましたが、4月1日からは新年度の予算における借入限度額の可能額として取り扱うこととします。

このことによって、令和元年度の一時借入金の利子の決算額は、3月分が重複するので多目の額になるとのこととございます。

最後に、総務課ですが、住民向けの防災情報提供番組「かみかわ安心安全防災情報コーナー」を5分程度の番組として制作することに取り組んでいるとのこととございました。

次に、公衆無線LAN整備事業でございますが、町内5カ所の指定避難所にWi-Fiのアクセスポイントを設置しますが、このアクセスポイントの設置工事、LAN配線工事は2月中に終了するとのこととございます。

次に、役場本庁舎の防犯対策として、防犯カメラを玄関ホール、それから建設課前、西側の食堂前、3カ所に設置します。

そして管理人室にパソコンモニターを置き、常時見ることができるようにするとのことでございます。

次に、プレミアム商品券でございますが、1月30日現在で購入引きかえ券の郵送者は、非課税世帯が891人で45.09%、子育て世帯は219人で100%、全体で50.57%となっています。

次に、ふるさと納税ですが、1月31日現在で1,072件、1,855万5,000円となっております。

次に、役場の宿日直業務ですが、現在シルバーと役場職員1名で対応していますが、4月からシルバー2人体制に移行する予定でございます。そのためにシルバー人材センターの対応要員を現在の4名から5名にふやし、またローテーションがうまくいかないことも想定して、2名の待機要員を確保していただいているとのことございました。

以上、大まかな報告となりましたが、これ以外の質疑やその内容については、お手元に配付しとります報告書にまとめておりますので、後ほど御一読いただきたいと思います。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員会、お願いします。

小島義次民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） おはようございます。6番、小島です。

過日行われました民生福祉常任委員会開催の結果で主なものを報告いたします。

開催日は2月5日でした。

調査結果報告ですが、まず、公立神崎総合病院関係の事務調査です。

病院事業としまして、入院患者数2万4,355人、外来患者数6万7,210人、休日夜間患者数は1,945人、大畑診療所61人となっています。

この病院関係について、次の質疑応答がありました。

医師確保の方向は今のところ、無理というほうが強いのかという質問に対しまして、ドクターの確保というのは本当に厳しい状況ですが、前年度から比べると、1名は内科医師、それから1名は麻酔科医師とふえている。その内科医師も定年を迎えられるドクターですとの答弁でした。

また、大阪の医科大学との連携で、高校生と医学生のための地域医療体験など、大学のほうから支援いただいているが、来年度以降も継続していく事業なのかとの質問に対しまして、来年度についても、地域医療体験は8月に実施する予定です。引き続きドクターの派遣というところも確認してるとの答弁でした。

次に、予算執行状況につきましては、病院事業収益が19億2,197万5,330円、病院事業費用が18億9,934万6,926円となっています。

次に、提出議案の説明がありました。

神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正です。第12条の看護手当と、そ

して神崎総合病院事業の会計補正予算、3条予算の繰入金として2億円の増ということです。

重要事項の取り組み状況で、公立病院改革プランの取り組み状況について説明がありましたが、その中で次の質疑応答がありました。

神崎総合病院改革プランというのは、改革に向けた目指す方向、今どこまで進んでいるか、進まないのはどういう課題があるのかという質問に対しまして、後日詳細等を資料として提示させていただきますとの答弁でした。

次に、公立病院のネットワーク化に係る計画の取り組み状況については、公立宍粟病院との連携としては各連携会議を継続し、情報交換をしている。姫路聖マリア病院との連携では産婦人科の分娩に係る紹介状況、これは平成30年度では28件あったということです。

次に、健全経営に向けた取り組み状況については、経営改善対策委員会の取り組み状況として次のとおりということで、在院日数を延ばす、急性期は21日まで、地域包括ケアは60日まで入院可能とのこと。また、CT・MRIのオーダー促進などを取り組みとして進めていくということです。

この件について質疑応答がありました。神崎総合病院の健全経営というものが一番大きな課題である。一部適用とか全適とか、独立行政法人とかいう話も出ており、そういう議論がどの程度まで進んで、どういう方向に向かっているのかとの質問に対しまして、経営形態の見直しの関係では、人事評価、コスト意識、病床利用率、平均在院日数等、また繰入金の関係、そして経営健全化における課題の抽出をする中で、意識改革に係る必要性が大きな課題であるとの意見が多かったということで、まずは意識改革から取り組むしかないというところの意思確認、共通理解は病院経営改革検討委員会のメンバーの中ではしっかりできているとの答弁でした。

その他であります、インシデント・アクシデントリポートがありまして、これに対しまして、毎日働いている看護師さんとかいろんな方の頭の中に、職場改善とか、待遇改善、インシデント・アクシデントの改善というような意識がどこまで個人的に捉えられているのかなと思うがとの質問に対しまして、患者さんの命を預かっているというような危機感というところは、もう少し表に出れば、もっと減っていく結果が出てくると思う。患者さんに不安、不満を与えないという発信は常にやっているとの答弁でした。

続きまして、健康福祉課に移ります。

障害福祉施設整備に向けた取り組みとして、いづみ福祉会が障害者グループホームショートステイの建設を進めています。男子棟は令和2年2月オープン予定、女子棟は同6月オープン予定です。

町社会福祉協議会、これはゆめ花館の運営と集いの場建設では、令和3年1月オープンの予定だということです。

閉会中の継続調査の報告ですが、地域包括ケアシステム構築及び生活支援協議体の推

進状況についての報告がありました。

その中の質疑応答の中で、住民生活課の課題であります地区防災計画と、健康福祉課の課題であります災害時の要支援者の個別避難行動計画、両課の連携としてどのように会議を開いてこられたのかとの質問に対し、2月10日に1回目を予定してる。順次、内容を詰めていきたいと考えているとの答弁でした。

また、生活支援協議体設立のためいろいろ努力されてるが、なかなか進まないその理由はどのようなものがあると考えているかとの質問に対しまして、新しい組織をつくるというのが非常に難しい。その会議の中には、民生委員、老人クラブの方や消防団が入られたりの形だが、役職でお願いするが、今非常に難しいことですよとの答弁でした。

続きまして、高齢者福祉、関係事業の取り組みの検討状況について説明がありました。

この件について質疑応答がありました。認知症カフェについて、神河町としてはきちんとした要綱つくられて、自主的にやられる方に補助をされる意向があるのかなのかとの質問に対しまして、神河町においては、今ミニデイという形で補助をさせていただいております。ミニデイの中に包括していただくという形で考えていますとの答弁でした。

次、3番の障害者福祉事業及び施設整備の検討状況ですけれども、ケアステーションかんざきにつきましては、3町の副町長・担当課長会議が12月16日に開催され、令和2年度負担金協議で姫路市が1,000万円の負担減となるということでした。

次、食育及び健康増進事業の取り組みについては、町ぐるみ健診の実施では申込者数が2,297名でした。

また、こころの健康講座では、ストレス症状と対処法、メンタルチェックなどを行い、1,708名の参加がありましたということです。

また、ひきこもりや不登校支援講演会は29名の参加だったということです。

この件について質疑応答がありました。各種の健康増進のための教室、健康プラス教室の中の見直しとかをどのように状況を分析されているか、教室関係との改善とか考えておられるかとの質問に対しまして、骨折1人当たりの医療費、65歳以上の1人当たりのデータでは男の人はワースト2位で、女性におきましてはワースト4位といった状況でした。今後は高齢者の指導、フレイル予防の食事の見直し、たんぱく質量であったりとか、筋力低下のそういった食事指導にも積極的に取り組んでいかないといけないとの答弁でした。

その他の事業の中で、民生委員・児童委員の活動内容等に関するアンケート結果が出されました。

このアンケートについての質疑応答でした。民生児童委員のアンケートをとられた結果であるが、これに対しての行政の考え方とか、今後どういう方向にしようかなど考えているかとの質問に対しまして、民生児童委員協議会独自で取り組んでいるふれ合い交流会とか学校訪問など、38人の民生委員の中で改善すべきこと、新たに取り組むべき

ことを今検討してる状況ですとの答弁でした。

要綱等の改定等については5件あります。

補正予算については、介護保険事業特別会計、歳入は事業費減に伴う減額補正、ケアプラン作成に伴う諸収入の増額補正、歳出では負担金や委託料の減額補正があります。

一般会計では、事業費減に伴う増額や減額の補正があるということです。

続きまして、住民生活課に入ります。

中播北部行政事務組合、次期ごみ処理施設の計画については、令和2年1月15日に3町の町長及び管理者会議が持たれました。今後は令和2年度の可能な限り早い時期に建設用地が決定できるよう鋭意取り組みを進めていきたいとのことでした。

残土砂等処分地の今後の計画については、令和2年4月より、公共工事で発生する残土については当面受け入れを停止し、町内の家屋等の解体や改修で発生する瓦れきのみを受け入れます。公共工事が無いので週2回の受け入れとのことでした。

この件について次の質疑がありました。残土処分の処分地の今後の計画について、別の処分地で建設残土の受け入れをしていただくような話が進んでいたように思うがどうかとの質問に対しまして、ニガ竹処分場にかわる残土処分場を確保できるように取り組んでいきたいとの答弁でした。

次に、防災（無線）・防犯対策の取り組み状況についてです。

それについての質疑応答がありました。根宇野の火災のときには、その自動放送が流れなかった。どういうふぐあいがあったのかとの質問に対し、根宇野の火災の場所を特定する目標物の登録が放送のラインから漏れていたことが判明したとの答弁でした。

次に、防災の取り組みについては、寺前小学校区を対象にした住民防災調査（アンケート）、これを早稲田大学にて現在分析中であると。30%の進捗であるとのことでした。そして神河町業務継続計画を今策定中であるとのことでした。

この件について質疑応答がありました。神河町業務継続計画は、役場全体の業務の継続をどうしていくのかということ、この計画をどこが主体で運用していくのかとの質問に対しまして、この計画策定については住民生活課が担当はしたが、全体における危機管理については総務課が中心になっていく。関係課の中で協議をして、事務分担を決めているのは現状ですとの答弁でした。

また、越知谷分団のいわゆる部制の廃止について、どういう協議がなされて、どういう経緯でこういうことが認められたのかとの質問に対しまして、団員は必ずしもずっと活動に参加できるという状況ではない。新しく入団される人の確保もできていない。個々の部の活動が非常にしにくくなったことから、部というものは廃止して越知谷分団一つとなって活動していきたいという申し出があったとの答弁です。

さらに中播消防署の抱える課題で、今4名のところは3名体制にして、そして予防班を1人つくるということだが、火災も増加傾向にある中で、人数を減らすということは非常に厳しいのではないのかとの質問に対しまして、職員の配備的な面での不均衡的なこ

とについても、今後調整をしていく話を中播署長のほうから聞いている。減るということについても消防力の低下はないと確認をしているとの答弁でした。

次に、町営住宅の管理運営についてですけれども、令和2年1月13日現在で、比延団地は2戸、新野駅前団地は3戸のあきがありますとのこと。

特定空き家対策の推進状況については、令和元年度空き家対策計画策定支援業務、3月議会の提案がありますということです。

この点について、次の質疑がありました。災害被災者に対する公営住宅空き家への一時入居に関する取り扱い方針を作成されたようだが、住宅火災が果たして災害やその他やむを得ない緊急事態になるのかとの質問に対しまして、住むところに困っているということで、初めてSOSが行政のほうに寄せられたと。新野にある県住がそういう場合には使えると県から聞いている。県がまず非常時の対応としてやっていることから、町としてもできることを考えなければいけないとの答弁でした。

次に、国民健康保険の取り組みについては、令和元年度医療費の推移としては資料に載せております。

カーボン・マネジメント事業の進捗状況については、工事は全て完了していますとのこと。

その他として、3月定例会に提案議案について、条例一部改正、あるいは空き家等の対策計画が上げられます。

要綱・規則改正についてと、さらに補正予算については主なものとして、一般会計で、福祉医療費助成事業、中播北部クリーンセンター運営事業、中播衛生負担金事業、そして公営住宅維持管理事業、ひょうご住まいの耐震化推進事業、空き家適正管理運営事業、さらに消防事務委託とか、災害対策事業、防災無線運営事業などが上げられます。

特別会計では、国保、後期高齢者医療事業会計、産業廃棄物処理事業会計の補正が提案されます。

以上、主なものを朗読しましたが、ほかのことについてはお手元の資料をごらんください。

これで民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員会、お願いします。

藤森正晴産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 8番、藤森です。閉会中における産業建設常任委員会の報告をいたします。

委員会は、去る2月4日と2月25日、2日間を行いました。

最初に、建設課であります。

町道認定基準に旧町間で差異があり、違いがありまして、大河内エリアの水準が高く格差があることからそれに合わせるために状況調査を行い、格上げ候補路線を選定し地元調査と詳細調査を行った結果、神崎エリア側に新規71路線と13路線の変更認定をし

たいということでありまして、本日の議題に上がっております。

暖冬により除雪経費の軽減。また凍結防止剤の使用も少なく購入分の残は次年度保管となる。また業者への損料は発生しないと見ておるとのことです。

次に、上下水道であります。

下水道統廃合については、大河内浄化センターと関係区との覚書による水質検査は井戸を掘り水を採取し検査をした結果、問題がない。今後は南小田から宮野間をつないでいく予定であるとのことです。また大河内浄化センターでの汚泥抜き取りの作業等を行ったときは、事前に地元と連絡を入れて行っているため苦情は出ておりません。

次に、地籍課所管であります。

事業については計画どおり順調に進捗しております。

次に、ひと・まち・みらい課であります。

アグリイノベーション事業でニンジンジュースの取り組みは、本年度は神河町産約20トン収穫し、8万本ぐらいのジュースをつくる予定であります。3年後については、5ヘクタール以上約150トン程度の予定をしている。ニンジンジュース工場においては、国の補助や自己資金で関西東邦産業株式会社が建設する。町への負担はありませんということであります。

次に、貸し工場事業は使用料年間900万の10年の予定であったが、すずき食品・親会社である鈴木合金から年額の減と期間延長のお申し入れがあり、年額450万、半額ですね、期間も倍の20年の契約となりました。これにより建物の補修等も含め耐用年数を確認し、精査して進めていくとのことです。

次に、長谷地区において、バス停までの移動が困難な方に、自宅から町が指定する乗降場所、例えばふれあいマーケット・センター等まで、乗り合い運行する計画をしております。社会実験中は無料で、利用者の意見を集約し全町においても導入を検討しているとのことです。

次に、地域振興課農林業係であります。

森林環境譲与税の活用方法として、森林所有者にコンタクトし、今までどおりの管理をするか、しないかの調査をし、管理の意思がない場合は収入が見込める森林については、意欲のある業者や森林組合などに委託し、また放置される森林については、町が事業主体となり管理していく必要があります、これらに充当していく。町への譲与額は令和元年度は約1,900万で、令和2年・3年度には約4,080万円の予定であります。

次に、商工観光係であります。

観光施設の入り込み客数は減少しております。天候不良による影響もあるが、送迎や接待サービスが悪いとの苦情も聞いております。おもてなしの心での指導を申し入れております。

次に、峰山高原ホテルリラクシア・峰山高原スキー場の指定管理者、株式会社マックスから新会社、新しい会社ですね、株式会社MEリゾート播磨を建設し、分社化を

したいとの申し入れがありました。スキー場だけでなしにホテルの運営もあることから、年間を通して一定の収益を見込むことができる。リスク分散のための分社化で暖冬を受け、マックアースに万が一のことが起きても経営を続けていくとの思いであります。

町としては、契約解除した場合、新たな指定管理者を公募することになるが、ほかに業者は見当たりません。町のリスクを最小限にとどめる方法としては、負担すべき責務を分社化後も引き続き株式会社マックアースに義務として、負わせ連帯保証させるようにする合意書を作成すればと考えております。

この件について幾つかの質疑が出ております。

まず、分社化により株式会社マックアースと締結している、指定管理者協定書はどうかの質疑であります。これについて、株式会社マックアースとの協定書は解除となる。使用料納付の契約は残り期間を含めて株式会社MEリゾート播磨、新しい会社ですね、となるが、三者、三者というのは神河町、株式会社マックアース、株式会社MEリゾート播磨、この三者であります、これで合意書を交わし、株式会社MEリゾート播磨との協定書に効力がある限り、将来にわたって株式会社マックアースに連帯保証していただくものであります。

次の質疑であります。新しい分社化の株式会社MEリゾート播磨の所在地、この所在地がホテルリラクシアの所在地になっております。これについて問題はないのかという質疑であります。これについて答えであります。法人の設置場所や番地は、どこでも可能である。ただし指定管理者から外れ運営しなくなったときは、変更していただくとのことであります。

次の質疑であります。株式会社MEリゾート播磨の事業は峰山高原に限られるのか、隣接のちくさ高原等も含まれるのかという質問であります。当初は峰山高原と考え、株式会社MEリゾート峰山との思いであったが、今後の展開も視野に入れ、広いエリアの播磨としたということであります。

以上が主な質疑であります。次に、委員会としては、分社化により事業承継する届け出等については、指定管理者の変更に当たるのかを含めて条例規則に照らし合わせて確認しましたが、分社化は会社法で認められていることから新たな指定管理者が見込めないのであれば、議会としても容認するしかないという状況である。町に対して債務を担う指定管理者と特殊性があり、そのあたりがしっかりと担保され、後々法的問題が生じないように手続するとなるように申し入れました。

皆さんのお手元に改正後の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則をお配りしておりますので、一読をお願いします。

以上が委員会の主な報告であります。

次に、県道加美宍粟線改良促進議会連絡協議会について報告いたします。

令和元年、昨年(2019年)の12月26日に開催され、宍粟市議会とともに姫路土木事務所・龍野土木事務所へ行き要望を行いました。神河町からは姫路土木事務所に4点の要望を行

いました。

昨年度とほぼ変わっておりませんが、要望事項、まず1つ目であります。神河町福本から比延までの安全対策であります。この間においては歩道も狭小、狭くて、一部のマウンドアップ方式もあります。児童生徒、高校生、一般歩行者の危険を回避するためにも自転車通行機能を備えた歩道を求めました。これについての回答であります。昨年度末の県の社会基盤プログラムに入れ、福本―柏尾間、約1.2キロメートルを令和元年度までに着工する。ちょっと前向きに行ったという報告であります。

次、2つ目であります。神河町南小田地内の早期歩道施設をという要望でありましたが、この回答については、学校の統合により、バス通となっており、難しいとの回答であります。

次に、3番目の要望であります。神河町上小田地内の早期拡幅改良であります。この件についての回答であります。センターラインのない間150メートルを測量し進めていくとのことですが、スキー場もでき交通量も多くなっており、歩道施設等安全面についても検討してほしいとの申し入れを入れております。ちょっと前に行ったという形やね。

次に、4つ目であります。宍粟市一宮本谷からの神河町上小田間のトンネル計画の検討であります。これについては、交通量も少なく費用対効果も望めない。県の社会基盤プログラムに入れるのは難しいが、ほかの策がないか検討して進めていくとのことあります。少しは検討という形で回答いただいております。

以上が産業建設常任委員会の報告であります。終わります。

○議長（安部 重助君） それではここで、私のほうから12月定例会以降、閉会中の重立った事項について報告いたします。

12月24日、中播磨地域づくり懇話会が姫路総合庁舎で開催され、町長と私が出席し、町長からは地域資源を生かした町の魅力づくり、公立病院の果たすべき役割と支援策強化、私からは社会基盤整備対策について発言し、知事と意見交換をしました。

12月26日、県道加美宍粟線改良促進議会連絡協議会要望会が姫路土木事務所福崎事業所と龍野土木事務所宍粟事業所で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長ほか委員と私が出席しました。

上野・春名両県議会議員にも御臨席をいただき、坂ノ辻峠トンネル計画を含む県道整備の実現に向けた要望を行いました。

1月7日、神河町商工会主催の新年交歓会が開催され、私と各議員が出席しております。

1月9日から10日、市町村議会議員研修が滋賀県で開催され、吉岡嘉宏議員に出席していただいております。

1月10日、神河町老人クラブ連合会理事・女性部合同役員会が開催され、私が出席しております。

1月12日、姫路市消防出初め式がシロトピア記念公園で挙行政され、小島義次民生福祉常任委員長に出席していただいております。

同じく12日に神河町成人式が挙行政され、私と各議員が出席してあります。神河中学校4期生の137名が成人を迎え、社会人としての自覚を新たにされました。議会を代表して、神河町のあすを担う新成人の門出を祝い、励ました。

1月17日、1・17のつどい阪神・淡路大震災25周年追悼式典が人と防災未来センターでとり行われ、私が出席してあります。

1月18日、グループホームふれんどA棟竣工式が挙行政され、私が出席してあります。

同じく18日にひょうご安全の日、中播磨のつどいが中央公民館グリンデルホールで開催され、私と各議員が出席してあります。

1月28日、議会広報研究会が神戸で開催され、吉岡嘉宏広報公聴活動調査特別委員長ほか委員と私が出席してあります。

1月31日、議会運営委員研修会が神戸で開催され、廣納良幸議会運営委員長ほか委員と私が出席してあります。

「議会運営委員会の仕組みと役割」について元全国都道府県議会議長会事務局次長、内田一夫氏から講演を受けてあります。

2月3日、町消防審議会が開催され、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席してあります。

2月6日、中播衛生施設事務組合議会定例会第1日目が開催され、私が出席してあります。

付議事件については、規約の変更2件、手数料徴収条例の一部改正、令和元年度事務組合一般会計補正予算、令和2年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

同じく6日に中播農業共済事務組合議会定例会が開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席してあります。

令和元年度農業共済事業会計補正予算、中播農業共済事務組合解散に伴う規約の一部変更2件を可決してあります。

2月7日、新たに過疎対策法制定に関する意見書に係る地元選出国會議員陳情を自民党本部等において三谷克巳総務文教常任委員長と私が行ってあります。

同じく7日に全国町村会館で開催された全国自治体病院協議会セミナーに藤原日順副議長と澤田俊一議員に出席していただいております。

2月11日、人権啓発講演会が開催され、私と各議員が出席してあります。心理カウンセラー、羽林由鶴さんから「幸せな家庭づくりの秘訣」と題して御講演をいただきました。

2月12日、第3回地方行政課題研究会が神戸で開催され、小島義次議員、栗原廣哉議員と私が出席してあります。

「なぜ地方分権が必要なのか？」と題して、慶應大学経済学部教授、井手英策氏から講演を受けております。

2月13日、県町監査委員協議会定期総会が神戸で開催され、清瀬茂生代表監査委員と小寺俊輔監査委員が出席されております。

2月17日、第3回地域創生戦略会議が開催され、私が出席しています。第1期総合戦略の検証を踏まえた第2期総合戦略の取り組み方針が示されました。

2月19日、町国民健康保険運営協議会が開催され、小島義次民生福祉常任委員長に出席していただいております。

2月21日、県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しております。

令和元年度補正予算、令和2年度事業計画及び予算について審議し、可決しております。

引き続き、県町議会議長会評議員会議が開催され、令和元年度補正予算、令和2年度事業計画及び予算について審議し、承認しております。

2月26日、第8回播但沿線纏めのフォーラムが大河内保健福祉センターで開催され、私と各議員が出席しております。

2月27日、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、藤原日順副議長、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しております。

付議事件については、令和元年度事務組一般会計補正予算を可決、令和2年度事務組一般会計予算について提案説明を受けました。

同じく27日に健康増進・食育推進計画策定委員会が開催され、小島義次民生福祉常任委員長に出席していただいております。

2月28日、ごみ減量化推進協議会が開催され、小島義次民生福祉常任委員長に出席していただいております。

2月29日、兵庫県立生野高等学校の第72回卒業証書授与式が挙行され、私が出席しております。

会議規則第129条に規定する議員の派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣をしておりますので、御了承願います。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、1月8日に第62号を発行し、1月24日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時20分といたします。

午前10時02分休憩

午前10時20分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

これより議案の審議に入ります。

日程第4 発議第1号

○議長（安部 重助君） 日程第4、発議第1号、神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） おはようございます。9番、藤原裕和でございます。3月議会で冒頭、最初に提案をさせていただきます。

議員発議でございます。神河町町会議員の定数条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

皆さん、お手元をごらんください。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び神河町議会会議規則第14条第1項の規定により提出をするものであります。

○議長（安部 重助君） 藤原議員、1番目から、最初から読んでください。説明してください。発議第1号から。

○議員（9番 藤原 裕和君） 失礼しました。発議第1号。令和2年3月3日。神河町議会議長、安部重助様。提出者、神河町町会議員、藤原裕和。

神河町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件でございます。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び神河町議会会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。現行議員定数12名を2名減じ、10名に改正する案でございます。

お待ちください。定数条例を削減するこの条例を提出するに至った背景について少し述べさせていただきます。

28年の12月議会で定数1名減という議員発議を行いまして、そのときには否決になったわけでございます。

その後、平成合併から4回目の選挙、前回の選挙なんですけれども、定数12名で選挙がございました。

その後、昨年、実は1名の議員辞職がございまして、今現在1名の議員の定数割れというような状況が続いております。こういう状況ですけれども、議員の今回の定数削減、この部分についてはこういう今の現状、まだ残すところ2年ばかり任期がございまして。そうした中で、議員定数を今の11名のまましなければならない状況となっております。

こういう部分のことと、それから実は昨年、議員定数と議会の活動のあり方というようなことで町の区長会長さんを交えた意見交換会が昨年の秋に大河内エリアと神崎エリアと2回にわたって話し合い、初めての区長様方との意見交換会を行いました。そうした中で、議員活動のあり方、そういうような部分を問われる区長様方からいろいろ提言

なんかを数多くいただいたんですけども、そういう部分を今回この今の現状11名という部分と、これから2年後に行われます町会議員の選挙に向けて、少し時間的には早いかわかりませんが、この今の現状が1名減で運営されている以上、そういう部分を区長様方の意見も踏まえ、また各町民の皆様方にも今回議員定数という、議員のあり方という部分を含めて考えていただくためにもそういうようなことで私なりに今回議員定数削減案を提出させていただいたものでございます。

提出の理由は後ほど述べますけれども、まず先ほど言いました区長様方との懇談会、意見交換会、これは現状維持とか、定数を減らすとか、ふやすとか、そういう意見も出てはあったんですけども、その部分は今回この場では申し上げなくて、議会に問われとる、議員に問われとるそういうあり方という部分も含めて重立ったものを区長様方の委員の意見としてこの場で本会議のこの議員定数を考える、議会のあり方を考えるということで少し時間をいただいて発表をさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原議員、簡潔にお願いします。大変時間をとるようでございますので、簡潔明瞭に。

○議員（9番 藤原 裕和君） いや、私の提案する者にとってはこれは一番重要なことなんで、少しばかり時間をいただきますようによろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） いや、もしオーバーするようでしたら私とめますので、御了承願います。簡潔にお願いします。

○議員（9番 藤原 裕和君） 議会が住民に自己PRをする、こういうことを含め興味を持ってもらえるようにすべきというような寺前区からの御提言です。

それから次に、議員のいない区にも全区を回って何かをすべき。これは上岩区です。

それから住民と議員との間に距離を感じる。もっと町内を回る。峠区。

次に、若い人や女性も立候補できる環境づくりが必要。赤田区。

行革など大変だが、活躍してほしい。南小田区。

議員がどういう思いで活動しているのか見えてこない。議員の出ておられないエリアの意見も反映して。鍛冶区。

議員活動に見合った議員報酬金額に反映すべき。議会や議員がそれなりの役割を果たさなければならず、もっとアピールをすべき。川上区。

議員のニーズを吸い上げるシステム構築が必要だ。岩屋区。

議員の中で多い少ないの意見は、議員がそれぞれどう思っておるのか、ここら辺が大切。宮野区。

住民のことをもっと考えてもらう必要がある。杉区。

女性の目線、女性の発想、意見を聞いたら女性議員が欲しい。杉区。

チェックをするにも人数が必要なかったら仕事ができないのであれば。山田区。

時代に即したやり方で何が問題か、抱えている課題を共有してほしい。加納区。

議員として実質しなければいけないこともあるはずではないか。福本区。

町民の声が届いていないのではないか。行政の監視ができていないのか。大山区。
議員は町全体を見てほしい。東柏尾区。
次に、一番の望みは町民の意見が反映されること。中村区。
続いて、中村区、議員は区にいないが、必要なことは町がやってくれるので問題はない。中村区。
次に、議員と話をする機会が少ない。貝野区。
議員がどれだけ地域に入られているのか見えない。猪篠区。
我々が定数を判断するのは難しいが、声が届くようにしてほしい。粟賀町区。
住民の意見を吸い上げるだけで何の活動も見えない。猪篠区。
情報提供不足でフィードバックをしてほしい。柏尾区。
議員間で情報共有できているのか、本当に活動しているのか。本村区。
議員の中身が大事だ。その過程が見えてこない。大川原区。
議員の存在が見えにくい。南小田区。
次に、少ないなりに本質を追求してほしい。新野区。
重複施設が多い。予算は類似団体より多い。チェックをしっかりと。大川原区。
人口増にこのままお金を続けてはいけない。今後、予算が縮小していく中で議会としてどう考えるのか。南小田区。
支援者以外の住民にも情報提供をする必要がある。上小田区。
いろんなところの少数意見も聞くべき。峠区。
地域の声を拾い上げてほしい。本村区。
次に、議員活動をもう少しアピールをし、活発にやったらよい。吉富区。
一番早く行政情報が入るのは議員だ。それを住民に情報提供してほしい。猪篠区。
次に、我々も提案する中で人数よりも結果的によくなればよい。加納区。
それから現在11名で何か支障はあるのか。大山区。
続いて、現在11名で何か支障がないなら。貝野区。
減らせば町民の声は届きにくくなるのか。大山区。
最後に、現在11名となっている。議会活動に不備が出ているのか。寺前区。
以上、重立ったものを私なりにはこういう定数を考える場合に区長様方からいただいた提言ですので、御披露をさせていただきました。
続いて、議員定数削減の重立った提出の理由については、まず1点目、財政要因でございます。これまで膨らみ過ぎた予算総額を縮小していかなければならない中で、行政側と一緒に財政の健全化を進めるためにも議員みずから身を切る、こういう部分でございます。
そこで、資料としては、議員1人当たりの経費という部分を事務局のほうから計算をしていただいております。1人当たり議員報酬、期末手当、共済金、負担金、費用弁償等含めまして議員1人当たり488万9,175円という金額を事務局からいただいております。

ります。

それともう1点目の財政要因は、もちろん神河町行財政改革推進委員会実施計画というものが26年とか、28年とか結構今までにも出たんですけども、議員定数削減による人件費を抑制すべきやというような提言も議会にいただいております。

それから2点目は、人口要因でございます。前回も少し触れたんですけども、兵庫県下最少人口の町で、人口がどんどん減り続けているという、こういう現状から見てもこの今の12名が少し多いんではないかという部分でございます。

それから3点目は、議会運営の要因でございます。先ほども言いましたとおり、1名の議員辞職がございまして、補欠選挙もできないし、繰り上げ当選もできない、そういう状況で11名がこれからもこの2年間、大変大事な時期の2年間だろうと思うんですけども、そういう部分で活動をしなければならない状況に陥っております。そういう部分を少し触れております。

それからこの部分では赤穂郡上郡町の議会が定数を12名から10名に減らして、現在10名でやられておるといふ近隣の状況も、兵庫県下の状況もでございます。

それから4点目は、先ほども言いましたとおり、11名でやらなくてはならない、そういう部分で次へのステップとして少数精鋭、優秀な議員さんを次の選挙でという思いもしております。

それから5点目は、町議会の良好な合議体を目指すという部分で議会の責務とか役割を少し触れさせていただいております。そうした中で議員数を少なくすれば委員会構成なり、住民からそういう声を聞く機会なり、そういう分では議会力が低下するということを常に今までにも勉強はさせていただきました。そうした中で10名にして住民さんとのつながりという部分を補足するには、例えば議会の中で町の重点施策を、政策をサポートする住民さんを議会の中でそういう会議を持って町に対して提案を行っていくと。それこそ住民の声を吸い上げるという部分では、こういうこともしなければならないのかなと。定数が少なくなっていけばいくほど地域に出向いたり、それからモニター制度とか、全国のこういう定数を減らした議会は、いろいろ改革をされておるようでございます。

できるだけ神河町の発展を願い、住民に信頼される、人数を減らしただけではなくて、そういう部分を含めてもっともっとこれからのまちづくりに生かすような住民さんとの区長さんの、多くの区長さんの声も結構あったんですけども、そういう部分を議会も動いていかなければならないという部分で強く思いますので、長々と説明にはなつたんですけども、これは私が当初から人を減らすとか、そういう削減とか常に言うんですけども、そういう部分を今回は今の状況見て、これから先、人口がどんどん減っていく状態でもっともっとこういう形で組織を変え、議会の中も変えていかなければならないという思いを持っておりますので、十分説明ができたかどうかわかりませんが、私の思いはこういうことで議員提案をさせていただきました。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。まず、3点ほどお尋ねをしたいと思います。先ほど若干説明があったんですが、きょういただいております発議書の中身の中で提案の理由の中で少し理解がしにくい分がありますので、私の勉強不足もあるわけなんですけど、教えていただきたいと思います。

まず、1つ目、③番の上郡町議会の関係の中で10名で効率的な運営がされてるとありますが、これもどういう部分を見られて効率的な運営がされているかいうのを1点お尋ねしたいんです。

それからその下の常任委員会を2つに戻すか一つに戻すかで機能強化が図られるということなんですけど、これも具体的にどのような方法というんか、機能強化が図られるという部分がちょっと理解できませんので、教えていただきたいと思います。

それから4番目の分ですね。これからは、これも次の改選後の選挙の分の話でもあったんですけど、少数精鋭化を進めるという話がありますんで、この辺の少数精鋭化という部分のを具体的にどのように考えておられるかいうことをお尋ねしたいと思います。

それから先ほど発議者も言われましたようですが、28年の12月のときは定員を11名という話でした。そのときには議長も議決に参加するために奇数の人数という、あったんですけど、今回10名ということありましたので、この3年間の間に議長の議決の参加という分の考え方は変わってしまったのかどうか、とりあえずこの4点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 十分お答えになるかどうかわかりませんが、まず1点目でございます。実は赤穂郡の上郡の議会に私それなりの調査は、町まで出向いてはしてないんですけども、そういう情報、議会だよりとか、そういう会議録なんかも見させていただいた中では、この10名で、人口が1万4,000ぐらいだろうと思うんですけども、確かにここの、他町のことを実情あんまり言うべきやないと思うんですけども、兵庫県下財政状況がたしか、私の町も悪いんですけども、県下1、2、3と、そういうような状況の町だろうと思うんですね。

そうした中で、やはりそういう先ほども言いましたとおり、議員がみずから身を切るんやというような議会でこういうやりとりをした中で、賛成多数で2名の減をなし得られております。それで前年度でしたか、選挙がございました。

たしか2つの委員会でやっておられると思うんですけども、活発に、一般質問等見ましても私の町は、どちらかの区長さんの意見やなかったんですけども、一般質問する議員が少ないと。1人か2人やというような、同じような者しかしないというような御指摘もいただきました。しかしながら、この上郡の議会は、町の中身はわからんのか

ですけれども、たしか多くの議員がこういう前向きに活動されているようにも見れるわけでございます。そうした中で、こういう10名でも、2名減らして、いろいろな政策もされておるんかもわかりませんが、前向きに10名でやられておるといように感じました。それでこういう部分で説明の中に加えさせていただきました。

それからもう1点は、常任委員会を2つにと、そういう部分を書いとんですけれども、私の実は案は、その上郡が5名、5名の常任委員会をじゃなくって一本にして、例えば10名になったときに、議長は大所高所から物を見てもらうということで1名を外すと、常任委員会には入れないと。そのかわりそのあとの9名で全員で取り組むと。委員会を2つの委員会にするという意味は、委員長を2人置くという意味でございます。委員長、副委員長を2人置いて、例えば総務の委員会と民生の委員会、この2本立てで、そやから今よりも、9名ですので、多くの人数で事務調査等をするということでもいいのかなという思いで、何せ議員定数を減らすことによっていろいろ今までのやり方を変えていかなければならないという思いですので、議会の委員会の機能強化等をやっぱり変えていって図って、住民さんに近いような区長さん方からも今言った意見に沿うような形で委員会活動なり議会活動をすべきやという思いであります。

それから先ほど3点目ですか、11名、28年の3年前のときには1名減ということ、あのおときにも2名減の案と2つ案は持ったんですけども、例えば、また話は戻るんですけども、11名、1名減をして、議長に採決に加わってもらおうということで、スキー場で大きくこの神河町議会が真半分に割れたという部分の反省も含めて、ああいう1人少なければ議長が責任を持って最後のそういう部分ということで提案したんですけども、それは皆さんの否決によってしたんで、前のことを言っても仕方がないんですけども、今回はそういうことで10名になったら議長は常任委員会から外れると。最後の、ここで5番目に責務と役割の要因ということで、議会が良好な合議なんですね。賛成とか反対とかいうて町が半分に割れた状態で採決は私はすべきやない。そういうところで議長が調整役になって、できるだけ話を聞いた中でまとめ上げるということで、議長は委員会に私は入るべきやないという、今回こういうことで思い立ったところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 少数精鋭化についての質問ありましたけど、これについてどうですか。

○議員（9番 藤原 裕和君） 少数精鋭化という部分が今現在ここに在籍いうんか、おられる議員さんは大変すばらしい、役場経験者とか、行政経験者とか、公務員さんとか、そういう方が多くここ近年なってます。私のようなそういう者から見しても少数精鋭という部分が、確かに質問内容でも議会、役場におられた課長とかそういうことされた方は全部わかっておられる関係ですばらしい方が、恐らくこれからもそういう方ばかりの議会集団になるんじゃないかという部分で、これも一つの少数精鋭だろうと。私のような者は少数は少数でも精鋭とは言われなくて、そこら辺は私はそういう

ように皆さん方のような議員が残っていただいたらという思いであります。以上。

(「議長、もっと簡潔に答えてもらってください」と呼ぶ者あり)

○議長(安部 重助君) 先ほどからも何回も言うてますけども、なかなか。

次に、質問。

三谷議員。

○議員(2番 三谷 克巳君) 済みません。2番、三谷でございます。その中、それぞれ提案の中身というんはわかったんですが、やっぱり一つは、議会の機能という分を充実するというのは、その考え方は私自身も持ってます。

その中で、先ほど説明ありました今回の提案については議会のあり方を考えていただき、議員も含めていただきたいですという部分で定数条例の減を提案されたようですが、先ほど各区長さんというんですか、各区の代表の方の意見の中でも大半が出てたんは、やはり住民の意見をそれぞれ議会の場という、町政の場に反映して行ってほしいという話だと思うんです。そうです。議員は、やはり住民の代表として議会に出て、そして最終的には議決するのは議員の宿命なんですね。そういうふうになれば先ほど言われました内容、人数が少ないところがある、いろいろ各地域の意見が取り上げられてない、議案の場とか町政に反映されてないという話が出てました。そうなんです。ですんでそれをカバーしようと思えば、人数が多ければ多いほど今言われましたように議員の最大の使命であります住民の代表としての意見を反映し、そしてその判断に基づいて議決をするという分のまさに議会の機能が十分に発揮しようと思えばどう考えても私自身は、ちょっと意見になってしまうんですけど、議員を定数減らすべきじゃないと思うんですね。そういう分の中で、私の思いをどのように考えてるかをお答え願いたいと思います。

○議長(安部 重助君) 藤原議員。簡潔明瞭をお願いします。

○議員(9番 藤原 裕和君) 住民の声というものは、こちらにおられる町長が町長懇談会をそれこそ当選されてから結構中身の濃い形でやられとる。それこそこの10年間では住民の声は町長に数多く、それこそ何千というような形で届いておるんじゃないか。

これとは違って、私が議会と、議員としては、町長さんとは違った形の中で、やはりこういう政策、これから先の例えば過疎化が進んでいる地域に入って過疎化のそういう対策の政策を練り上げるというようなもう一歩進んで、聞くだけ、行政側には失礼なんですけれども、そういう部分で少し距離を置いた形が私、住民さんから望まれとるんじゃないかという部分でございます。住民の声、町長に聞こえる声は、我々ももちろん聞いとります。

それから区長さん方からも言われておりました女性の議員がいなくなったら女性の声が聞こえないのか、例えば我々議員が20代、30代の若者の声が聞こえないんかということは、私は決してないと思います。聞こえております。そういうところでやっぱりそういう部分を問題を絞った形で議員活動なり、その1点に私は絞って政策に結びつけるというような部分をやっぱりこういうところにも私は目を向けるべきやなと思う。とな

ったら12名が必要であろうが、10名でやろうがやり方を変えたらそれなりのことができるのではないかという思いを持っております。以上。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。ちょっと私の質問の仕方が悪かったんかshれないんですけど、今言いましたように神河町それぞれ地域の実情も違います。歴史的な背景もあります。それから先ほどもあったように女性の立場、男性の立場、それから年齢、高齢者もあれば若年層もあるし、子育て世代もあります。これらの意見を全てを議員が聞く中で、町から提案される施策についてその是非を判断するのはわしは議員の役目と思っております。

そういうことをしようと思えば神河町広いですから、非常にたくさんの意見、種々さまざまな意見等があります。それを全て吸収しようと思えば人数が多ければ多いほどがいいと私は思いますので、そういう部分の中で何で削減のほうがいいかというその考え方についてお尋ねしたいのと、あともう一つ、先ほど議員の政策分ありました。当然国会は政策立案する分がありますので、今の地方議員に対しましてもやっぱり政策立案権の分が求められております。そういうことになればやはりかなりの高度な技術もありゃ、いろんな知識も、ましてや町内の実情も要りますので、そういうことも考えますとやはり議員は少なくしたほうが、それが成就できるという考え方にはならないと思うんですが、その辺についてのどのようにお考えかという部分と、あと先ほども言いよったようにモニター制度とか、いろんなんをつくって議会改革をやっていくという話は、それは賛成です。

しかし、先に定数を減らしてそれをするのか、そういうモニター制度、いろんなことをすることによって、その成果の結果、議員が減らせますよという分の結論を導くのか。私はその後者のほうの意見やと思うんですけど、その辺についてのこの3点についてのお考え方を教えてほしいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原議員。3点まとめてしっかりと回答願います。

○議員（9番 藤原 裕和君） 住民の方々は、住民要望なんかは住民さんはいろんな御意見が、さまざまな意見がございまして、多様化をしておる。もちろん町長なんかもいろんなそれこそ意見を聞かれておる。そういう分は私らも資料なんかでも結構いただくんですけども、それこそどんな質問を、どんな声が住民さんからあるかわからない。私は、できるだけ知らない方にも……。

○議長（安部 重助君） 今の、藤原議員、三谷議員からは、いろんな町民さんからの意見を聞くためには多いほうが有利であるというような質問があったと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○議員（9番 藤原 裕和君） それは言われるとおり、多いかったら多いんかもわかりませんけれども、やはりいろんな、先ほど説明しましたんとは少し違うんですけども、いろんな層からいろんな職業の経験の方がこの議会に出たらいろんな人の意見がここへ

運ばれるという部分も含めて、そら言われるとおりの議員が多いほうがいいんかもわかりませんが、私は議員を減らすことによって、それから新しく生まれるそういう今後の質問にもつながるんですけども、そういうことをそれに少ないながら今までのやり方を少し変えて、もっともっと住民さんのほうへ、町長さんが聞こえてこない政策課題なんかも含めてやっぱりそういう部分を議会に負わされた部分やろうと思うんですね。12名よりも10名になるほうが責任はそのかわり重たくなるし、今までのやり方を変えていくと、いかなければ、ただ1人当たり500万、それも一つなんですけれども、それだけではじゃなくって、2人減らす、今現状は1人少ないんですね。そういうところも含めてやはり今の現状とこれからもう1人減ったときにこうすべきやということを私なりにはいろいろ議員定数のあり方という部分もこういう冊子なんかも見た中で全国のいろんな例を取り上げて、やっぱりいいところはしていくべきやなとは思って、それがひいては町民のためになるんじゃないかという思いをしておる。だから人数じゃなくって、手法を変えるということが主でございます。いや、ちょっと。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

○議員（9番 藤原 裕和君） ああいう笑い方はちょっと注意してください。

○議長（安部 重助君） 私語等は避けて、また質問に切りかえてください。言いました。

○議員（9番 藤原 裕和君） ちょっと注意してください。

○議長（安部 重助君） 言いました。今、私語は控えてくださいと言いました。それで私語があるんであれば質問に切りかえてくださいという注意しました。（発言する者あり）

藤原議員、発言とめてください。

ほかよろしいですか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。先ほどからの三谷議員の質問と藤原裕和議員の答えをお聞きして、私も考え的には三谷議員と同じで、せんだって行われた区長会とのグループディスカッションですか、それで先ほど裕和議員さんが距離を感じるとか、議員がいないエリアの意見を反映してほしい等々述べられたんですけども、やっぱりそういったことをカバーしていくためにはもう最低でも現状維持、やっぱり人数が多いほうがもっとカバーできるんじゃないかなと、私も三谷議員同様思うんです。

先ほど来言われてるサポート制度の導入とか、政策に結びつける活動をするべきだというのは、これも全く私も同じ意見で、やるべきなんですけれども、それとなぜ議員定数2名減をしないとその活動ができないのかというのが、その辺が私には理解できないんです。しようと思えばやっぱり現状の12名のままでも当然できますし、その前は14名ですか。14名のときにもやろうと思えば全然できてたことだと思うんです。

藤原裕和議員さんは旧大河内町の中でもかなり古くから議員としてやられてて、定数何名のころから当選されてたんか、ちょっと私のほうはわかりかねるんですけども、

もうかなりの定数減を経験してこられたと思います。その定数減を経験してこられた中で、先ほど裕和議員さんの説明の中に定数を減らして議会の機能を強化するという発言があったと思うんですけども、過去もう何回も定数を減らしてこられて、一体議会の機能はどれぐらい強化されたんですかね。ちょっと私はこの今の12名の定数になってからの議員なんで、その定数減と議会機能強化というのがどうしても結びつかない。もう減になればなるほど議会の機能が減るのではないかなと思うんですけど、その辺のところの私見なり何かお聞かせ願えたらと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 小寺議員の実はお父さんと大河内の議会で3期、2期でしたか、一緒にやらせていただき……。

○議長（安部 重助君） 静かにしてください。

○議員（9番 藤原 裕和君） 気になってしゃあないな。

○議長（安部 重助君） どうぞ。（発言する者あり）

○議員（9番 藤原 裕和君） やじらんとってください。（発言する者あり）

○議長（安部 重助君） 静かにしてください。

○議員（9番 藤原 裕和君） それこそ議会も大きく定数を減らしたり、合併によって議会の議員の活動のあり方が大きく変わりました。この中にも栗原議員のお父さんもたしか大河内の議員だったし、そういう経験者もあると思うんですけども、今の事務調査、私は個人的には事務調査が昔が悪くて、今がいいとは思いません。昔のそれこそ亡くなられた山下律雄議長とか、大河の、先月亡くなりました岩本精介議長とか、立石議長とか、そういう中で旧大河内の中で議員を減らして、ここに議員の椅子が18あるんですね。この役場をつくったときに18名の議員がそのためにあるんです。それを今でしたら2町寄っても空席がいっぱいある。これが今の実情なんです。人口が、それこそ大河内の時分も今もですけども、神崎、大河内、どんどん減って行って、そういう部分をやっぱり考えていったら予算も、もちろんお金も減らしていかんし、そういう分を考えたらずっぱり少数精鋭化いうんか、今のような状態、減らすしか仕方がないのかな。そら私もそういう部分では……。

○議長（安部 重助君） 今、小寺議員の質問から大分離れてますんで、回答をしっかりと戻しててください。

○議員（9番 藤原 裕和君） だから今の議会の強化されとるとか、もう質が、議会活動の、委員会活動も、私も両方経験はさせてもらいよんですけども、そういうところではやはり議員になって一番の私は問題は、町の将来という部分が、これを何とか、住民の意見を聞くだけでとどまらず、こういう部分を何とか町長と、町側と一緒に歯どめをかけるという部分、そういうことを、そこへ焦点を持っていかんと、今の我々議員がここに同じく同僚としておらせてもらってる以上はそういう部分で議員活動もう少し方向変えるべきやなと個人的には思ってる。以上です。

○議長（安部 重助君） 全く回答になってない。ちょっと待って。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。余り私のお聞きしたかった回答が得られなかったのでもっと戸惑ってるんですけども、私がお聞きしたかったのは過去に何回も何回も定数を削減されて、本当にそれで町民の方の意見が議会に反映されてるのか、十分にね、町の将来を本当に憂いてる未来を見据えた議会運営が成り立ってるのかということがお聞きしたかったんです。

私も議員になる前にそんなにこの町議会とか町の活動に興味があったかと言われてたら、正直そんなに興味もなかったのでも、過去のことはあんまりわからないんですけども、私のこれはもう個人的な考えですけど、やっぱり人数が減れば当然マンパワーが減りますんで、そういった活動ももう縮小せざるを得ないようになっていくのかなと思うんです。

本当にだから裕和議員さんが言われてる議会の機能強化とか、住民の声をもっともっと吸い上げるとかというのは、もう私も賛成ですし、これからもどんどんどんどんやるべきだと思うんですけども、やっぱりそれはどうしても私の考えの中ではもうこの定数削減とはなかなか結びつかない。私は、もう最低でも現状維持、むしろできれば人数をふやしたいと思ってる派なので、どうしてもなかなか賛同しにくい部分があります。

この部分の質問をしてもなかなかお答えもしづらいでしょうから、ちょっと視点を変えた質問をさせていただきます。提案説明の中で、議員1人当たりの経費が事務局調べで488万9,175円というふうに提案説明されてたんですけども、議員の経費というのは交付税算入されます。きょう朝、財政特命参事に算入率はどれぐらいですかとちょっとお聞きしたんですけど、明確な資料がないそうなんです。採決までには市町振興課なりちょっと問い合わせてみますというふうにお聞きしたんで、正確なお答えが出るかどうかわからないんですけども、採決までにはある程度の算入率がわかるのかなとは思っています。

私、個人的にこの発議があるというふうにお聞きして、インターネット等々で調べたら大体80%ぐらいは交付税算入率があるというふうにかかれてます。そしたらその488万9,175円の80%交付税算入がありますんで、実質の町の単費でいうと97万7,835円、2割と計算してですけど、1人当たりの経費削減になります。そしたら2人削減で200万なるわけですけども、200万削減することによっての経済効果と先ほど来からずっと問題になってるこの広い神河町の住民の声を吸い上げる力が私は弱まると思ってますんで、その弱まる、いわゆる議会力の低下との効果を比べたときに果たしてどっちが正しいのかなという面があると思うんです。なので一概にこういった場合もケーブルテレビも放送されてますんで、議員1人減らしたら488万円減るんだと言うのはちょっとぜひやめていただきたい。交付税算入ありますんで、議員1人減らしても財政的には100万円前後減る程度なんですね。それによって住民の皆様方の声が議会に

届きにくくなると私は思ってますんで、むしろ私は余り経済的な効果よりも議会力低下の減によるもうデメリットのほうが圧倒的に多いと思うんですけど、その辺の考えはいかがですか。

○議長（安部 重助君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 小寺議員と根本的に定数に係る部分については、私は思いがずれてますわね。今の質問を受けるにしてもその社会情勢はどんどん人口減少で進んどう。ふやすとかそんな時代はとうに済んでおると。そやから私もそら12名のほうが多く声は聞けるでしょう。それを盾にとって、いや、議員定数削減は反対やと、そんなこといつまでも。小寺議員はまだ若い。まだ3期、4期とされると思う。そういうことをいつまでも……。

○議長（安部 重助君） 藤原議員、答弁に切りかえてください。反論じゃなしに、答弁に切りかえてください。

○議員（9番 藤原 裕和君） いや、答弁してる。そやからそういう社会情勢は大きく変わりつつある。ましてお金のことをごつつうはあんまり言わんのんですけども、少し触れたんですけども、議員の歳費のね、そういう部分も含めてやはり議員の気持ちとしては議員もこれだけ身を切って町のこれからの予算を減らしていく、公共施設を減らしていく、そういう部分の大きな責任を持つと。そういう部分でやはりまず議員が身を切ると、これは私の基本的な考え。身を切らずして何ぼええこと、町に私は言うべきやないと、こういうように思う。以上。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。確かに根本的な定数に対する考え方が違いますんで、なかなか水かけ論になろうかと思えますけども、確かに身を切る改革とかよく言われますけれども、じゃあ、この議会は一体何回身を切ればええんですかという話ですね。もうこの庁舎が建てられたときの18名の大河内町議会議員から恐らく16名、14名と減っていったんですかね。ちょっとその辺の変遷はわかんないんですけども、今回仮にじゃあ、10名に減って身を切りましたと。また財政状況が、当然この4年間で神河町めちゃくちゃ借金しましたから、今後、財政状況がよくなることは絶対ないんです。すごく悪くなるんです。

じゃあ、この令和元年度を踏まえて2名減にして、例えば5年後に、じゃあ、また財政状況が悪くなったから2名減にするんですか、令和10年度、また財政状況悪くなったから2名減にするんですかとなっていったらもう町議会が4名とか6名とかになってしまうと思うんです。一体全体裕和議員さんはどこまで減らしても大丈夫や思われてるのかということをお教えいただけますか。

○議長（安部 重助君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 実は神崎町と大河内町が2町合併をしました当時、たしか議員数は26名だったと聞いておりますね。ここへ26名が座られとったこともあり

ます。

そうした中で、1回目の選挙で16名、それから次の選挙で14名、それからその次の選挙では12名、これの減は、実は議員提案じゃなかったんですね。町の行財政改革推進委員会の答申とか、そういう部分が次の選挙では2名減にきなさいと。たしか私もこの選挙には連続してかかわらせてもらっとる。その都度人員が減って行って、大変厳しい選挙を生き延びてこざるを得ん。その選挙を経験して、住民の本当のこの問題を僕なりにはそういう思いは持っとんですけども、そやから今この私がここで言う議員提案で削減するという皆さんに訴えよんと今までの神河町が誕生しまして、1回目、2回目、3回目の行革の答申の人員費を、これはたしか人員費の抑制やったと。職員も減らせと。180名から130名にきなさいとか、今ちょっとそういうような状態やった。議員も選挙ごとに2名を減らきなさいという行革の委員会の答申。

それからその当時は議会の中にも行改革の特別委員会がございました。それも町の行革の推進委員さんと沿った形で行革を進めよったん。その一員の経験もさせていただきました。小寺議員はまだ新しいので、そういう部分はないと思うんですけども、そやから社会情勢いうんか、町の財政状況がよく、実質公債比率を18%まで持っていくんやとかいう大きな命題があって、そうせざるを得ん。結局はお金。確かに言われるように、当初16名、そのままでよかったと思う。しかしながら、こういう社会情勢になり、行革の今の状況をやっぱりずっと議員ものんでいったと。しかしながら、きょう私がここで言う削減というんは全然意味が違うと。私は、議会力、あんまり偉そうなことは言えんんですけども、町民に信頼される議会にすべきやと、そういうところでは改革はすべきや。そやから2名減らしてでもそういうメンバーを一つにした形でしたらという提案をしておりますので、それは確かに言われるとおり、16名、多いほうがいいのはわかっとんですけども、しかしながら、現実はそのような甘いものではないと。これからも定数削減の話は住民の中から上がってくるか、そういうことにもつながってこようと思う。そやから私はそれまでに、区長さんなんかのこういう御意見も聞いた中でも、やはり議員みずから定数を考えるには、こういう議員発議をして議員の方々と意見交換しながら、これを削減するか、11名のそのままにするか、12名にするか、そういう選択肢があろうと思うんで、よろしく願います。（「裕和議員さんが適正と思われる議員の人数を」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） 適正と思われる議員数を。

○議員（9番 藤原 裕和君） 区長さんとの懇談会でどなたの議員がちょっと言われた、12名でも今はもうぎりぎりやというような発言があったんですけども、私は、10名がやっぱり議会を構成していこうと思ったら、この神河町広うございます。実はきのうも各区長さん方の家に、こういう提案しますということで回りました。なかなか神河町、猪篠の奥から上小田、川上、広い。そういう分を含めたら、あんまりむやみに減らすべきやないけど、やはり10名ぐらいが限度かなと。10名にしても今と同じや

り方じゃなくて、やり方を変えていくと、そういうことがやはり先になるのではないかと。ちょっとあんまり少ない議会の勉強もしたことはないんですけども、今の状態は、10名ぐらいでやり方を変えることによって今以上の機能が強化できるのではないかと、議会力が発揮できるんじゃないかなという思いはしております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。当初の提案説明、それから今行われました質疑応答を聞いてまして、藤原裕和議員のその論理というか、分析として、現在の神河町議会の問題点、議員構成の問題点というのが、地方公務員の一般行政職、それから教育公務員、警察公務員等々の公務員の数が多過ぎる点が問題であって、定数を減らせば、ほかのところからいろんな方が出てきて多様な人材が得られ、かつ議会が活性化するのではないかとという論理だったと思うんです。この論理は余りに稚拙過ぎるといえるのか、短絡的過ぎるような私は思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 大変答えにくい、私も少しは触れたんですけども、それこそ大河内の議会のことを話に出しますけれども、実は役場を退職された方が議員になるケースは1例もございませんでした。民間から民間のいろんな職種の方が、行政に対する知識は低うございます、そういうことを言うたら私も低いんですけども、そういう方から行政をチェックするという形を常にやってこられたと思う。そやから、今は確かに優秀な方が少数で役場経験者が議員になっておられる、これほどすばらしいことはない。しかしながら、視点が違うという部分で、私は、そういうことも公務員問題も含めて、そういう多くの目を持った、多くの違う視点を持った議員が出るべきであろうと。それが今でも結構何かそういう方向へいってまいるような気もします。以上です。

○議長（安部 重助君） 大変私も判断に困るんですけど、藤原日順議員、よろしいですか。

○議員（11番 藤原 日順君） はい。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。私も、商工会の役員さんの方々、また、区長さん方と色々な意見交換をさせていただいて、議会としてのあり方、また、個人の議員としてのあり方、そういったことをやはり自分自身も振り返ってみて改めていくべきことが多かったということにつきましては、藤原裕和議員さん、提出者と同じ考えでございます。

その中で、きょうの提出理由の1点目の財政要因の中の一番最後に、行革の実施計画でという前置きがありますが、議員定数の削減による議員報酬の抑制という、そういう文言があるんですけども、先ほど来のいろんな議論の中で、多様な意見を持った方々、

多様の職種を経験された方々が議員としてこの場に集まってくるというのは私は本当にいいことだと思います。その中には、女性の意見も重要ですし、私は、やはりもっと若い方々、若い世代が議員として活躍できるそういう仕組みを確保する、それが私は、今後の神河町の議会にとっても大きな課題じゃないかなと思うんです。

そういう意味では、現在の議員報酬では、そういった若い方々がこういう場に出てくるっていうことはまず困難な状況でございます。同僚議員を見てましても、先輩の議員方を見てましても、現在そういう若い世代で出てこれるというのは、自営業であったり、やはり会社勤めとか、そういう部分の方々ってというのはなかなか出にくい状況があります。それは、議員報酬、これは生活給になってはいけませんけれども、実際若い方々が出ようと思っても、仕事をのけてこの議会に出てくるためにはやはり議員報酬というのが私は現在は少し少額ではないかなと。そういう中で、私は、むしろそういう多様な意見を吸い上げるっていう部分については、先ほど来、人数を減らしてそういう危機感を持ってというのが裕和議員さんの考えかもしれませんが、私は、むしろ議員報酬を見直すことのほうが急務ではないかなというふうに、議員削減よりも議員報酬の見直し、若い方々も出てこれる場づくり、それを急ぐべきではないかなと考えますが、その点について提出者の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 大変質問を聞いておりましたら、澤田議員、いい質問でございます。ありがとうございます。いや、私も、言われるとおり、若い方とかいろんな意見、住民の中にはいろんな方がおられます。そやから女性の方も含めてそういうことも出やすい環境。出やすい環境いうと、結構議員になったら、それこそ見えてない部分、いろんなこともございます。過去、いろんな議員で苦しまれた議員もおられる。そういうのを経験した中では、なかなか議会議員というものが報酬だけで決まるものでも私はないとも思います。やはり達成感というか、そういう部分、職業によっても若い方は出にくい。しかしながら、そういう町の将来を思って、女性の声をとか若い方の声をとかいう若者とか女性の議員が、定数が多いから出やすいとか、そんなもんは関係ない。その方の熱い熱意いうものが、町をよくしたいという思いの方をやはりそういうような雰囲気を持っていくべきであろう。定数が減ったからじゃない。

確かに議員報酬が高いほうがいいかもわかりませんが、それと違って、やっぱり女性の方の代表であるとか若者の代表であるとかいう、そういうような声がこの議会には私は必要だと。この点では一緒なんですけれども、報酬を上げるということも、報酬審議会なんかのそういう回答なんかもなかなか難しいことであろう。自分の議員報酬を自分でお手盛りをするわけにも、以前、昔そんなことがあったこともあるんですけども、そんな時代ではないという思いもしております。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかがございますか。

廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 1番、廣納です。やかましく言う、やじをやじってと名指しされて指まで指されましたけれども、いわゆる最初に言うときですが、裕和議員の言われてることに整合性がないので、前と言うこと違うやないかという意味で苦笑しました。

というのは、一番最初に、28年10月ですか、1名減。そのときは、議長が要するにみんなの採決に入らなければならないという提案があったんで、いや、裕和議員、それは私は反対やと。それやったら10名にしたらいかがと私はそのとき申し上げて、いやいや、11名でないとあかんねん、そのときは議長が採決に入らんとあかんねん、これはもう譲られへんのやと言ったのに、今回出てきたのは、委員会を2つにして10人にして議長には裁決権はないという、そのころっと変わった要因は何か、的確に答えていただきたいんと、いわゆる議員定数減らす、ふやす、現状維持、どちらにしても3つあるんですけども、議会報告会において区長様方からいろんな話聞いて、どうなんや、やってるんかと。現状を話されましたが、最終的にどういう印象を我々が受けたかという、まとめによると、過半数以上は現状維持でええんやないかと。ふやしていいんやないかという人は少数、減らせという方も少数、トータルしたら、私は過半数以上は現状維持で頑張ってくれというような結果ではなかったかと。それを区長さん方が異口同音に減らせというような手法をとられたのは、甚だ遺憾でございます。

それと、報酬について、極端な話、小寺議員のおっしゃった若者を入れる、現在12名ですけども、極端に言えば、現状の議員、480何万を1人いただいと。それを仮に若い人、女性を入れるために14名にしようやないかと。その2名分の報酬はどうして出すんだと。今までいただいと分を12名で割って、14、要するに全員の報酬は下がりますけれども、それ以上に若い人、女性の意見を、同じですと言われたんやから貴重やと思うんですけど、お金ではないと言われたり、いや、お金にはそうでもないと言われたり、支離滅裂なんで、簡潔に3つお答えください。

○議長（安部 重助君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 前回、廣納議員が本会議では言われなかったんですけども、全員協議会、議員定数1名減という、たしかその場で、廣納議員だけが2名減というようなことを言われたんを少し記憶にございます。実はあのときとところっと変わったという部分は、先ほども言ったように、松山議員が、女性議員、委員長が病気で亡くなられたその1名減になったんは、選挙後、体調が悪くていう部分で委員会等がなかなかできなかったという部分で、それは昨年事実として12名で動いてないんですね。それが状況としては大きく今回の、そやから私が28年に1名減やと言ったやつが、一議員の辞職によりまして現実11名で議員活動をしとるんですね、議会活動をせざるを得んような。繰り上げ当選もできへんし、3カ月とか選挙の絡みもあってそういうこともある。そやからそういう状況がやはり引き金にはなっております。

そのときには、奇数にするんやというんは私は最終的にはあのときも言ったはずです。

たしか要因には書いとった、段階を踏んで減らすんやというて項目としては3項目か4項目に入っとる、まずは1名を減にして次の選挙でもう1名を減にするんやと、基本的には最終的には10名に持っていくという、そのときはそういうように思いました。しかしながら、現状は今1名おられませんので11名で動いてますので、そこら辺が変わったと、変わらざるを得んようになった。段階的に12名から11名、現状は11名なんです。区長さんの言われる今も意見があった現状維持は、12名と11名の区長さんも大勢おられましたので、今の現状でやっておられるんやったら支障がなかったらというような意見が結構出とった。そやったらそれで今の現状でいいんちゃうんかというような、私はそういうようなとり方をした。そやから区長さんの中には、11名で定数を今の現状でいけというようなことかなと。いろんな区長さんの中にも、定数を減らせとかふやせとかいう区長さんもおられるんは確かなんです。区長さんを、意見交換会のそういう話を前面に出すのもいかなもんなんですけれども、そういう部分を踏まえて、やはりそういう議員定数削減に至った理由でございます。（「報酬」と呼ぶ者あり）

報酬については、澤田議員の質問と廣納議員の質問は少し違うとは私、思ったりするんですけども、定数を減らして減らした分のそれを報酬に加えるとか、そこら辺がもう一つ私も、報酬はあんまり自分の議員報酬をどないするこないするいうんは、お手盛りになりますから、その部分は、やはり現状のまま報酬はさわらずして、定数だけを今回議論するという事です。余り報酬のことは考えておりません。

皆様方の各議員の大体今までの議論とか区長さんとの懇談会の議論とか、それから前回の選挙の神戸新聞の議員アンケートとか、何かそんな記事もありましたね。12名の定数をどう考えるというような記事もありました。どの議員が回答されたとか、丸とか三角とか、そういう記事の皆さんの個人的な考え方はよくわきまえた中で、こういう今1名減の状態でおるといことを町民の方々と一緒になって議員定数のあり方を区長様方から問われとるんかなということ、やはり問われとる以上は、定数は削減のこういう案をもとに、議会のあり方とか将来に向けてそういう部分はやっぱりこういう提案で皆さんの意見をまとめ上がったということですので、前回のように回答していただいたら結構です。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） いわゆる行財政面で逼迫するから、要するに報酬を、私が言うたのは、現の12名でいわゆる11名ですけど、定数12名分で若い人や女性を入れるために2名ふやして12名分でカバーすればどうかと言うた。私は、お手盛りでふやせいうんちゃいますよ。定数をふやして、極端な話、これは私は減らすほうがええかもわかりませんが、あなたの言うことは支離滅裂で同意できないんですけれども、なぜ議長が裁決せなあかんのかいうことに答えてない。今回の理由書には、2委員会制

にして、そのときには議長が外れてもろて10名になって、10名ではやはり委員会構成等々で議長の意見が反映されないのかわかりませんが、そうなれば議長に委員に入ってもらわんと委員会構成自体ができないから、10名やったら10人でやるべし、それぐらいの考えを持っておりますけど、根本的に行財政から始まったのではないのか、その点、1点。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 確かに考え方が少し違うんで、十分答えられるかわからん。合併から、先ほども言いましたように、16名から14名、14名から12名、この部分は行革という部分が前面に出ています。私は、その要因、財政の要因もあるんですけども、理由の1つということで上げさせていただいたんですけども、そうではなくて、議会本来の議員のあり方をやはりここで定数を減らして仕組みを変えると、こういうことを今どこの議会でも結構問われとる部分やろうと思う。人口はどんどん減っていく、社会情勢が変わっていきよんです。今回の予算でも、80何億いうたら福崎町と何か一緒のような予算、まだまだ減らさんとあかんのんです。その厳しい状況をやはり議員も、自分も身を切ってそういうことをしていく姿勢を住民に示すべきやと、こう思う。そこら辺がございまして、それは言うことは違うんかもわかりませんが、今の時点は、1人の議員が少なくなって、段階的にもう一人減らしてでも議会のやり方を変えて町と一緒に予算縮小を乗り切るんやというような、私はそういう思いを持っています。

○議長（安部 重助君） 廣納議員に申しわけないけど、ちょっと回答がなっていない。

○議員（1番 廣納 良幸君） 私は簡潔に言うとなやから簡潔に答えたらいい。ほかの人どうぞ。

○議長（安部 重助君） 質問にしっかり聞いて答えてください。

ほかにございますか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。地方議会議員のなり手がなく、また、無投票とか欠員が出るそれぞれ町が出るとるという記事が過去にも出ております。その中の一つの要因として、やはり議員の削減、合併なり、また、人口減において削減の改革がなされ、現状それぞれ落ちつくとか、また逆に、少な過ぎるがために立候補する人が少ないという形で無投票なり欠員ができる。また、出ようという人が、運動期間が少ないがためにオーバーとして法定得票数に満たないで当選に至らないというような記事が過去にも出ておりました。それによつての要因として、やはり削減が一つの要因と、また、それに伴う行財政改革なりで減った分だけ財政がプラスになるんだというような考えは、これは別として考えていかなければ、過去の行政いうものは、若い子、また、女性が出てきて活性化がないというような記事を見たわけなんですけど、そういう面においては、今のこの発議については、どうもマイナスといいますか、行政の改革につなが

っていかないと思うんですが、そこらの思いはどうか。

○議長（安部 重助君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 藤森議員は、結構私も議員生活した中で性格もよくわかってんですけども、いろんなケースが考えられます。議員のなり手が少ないから欠員が出ると、そういうことは私は一回も大河内の時分からしたことはないんですけども、少数激戦ほどきついものはないですね。1人オーバー。前は3名とか4名、確かに同僚議員がこの議会から選挙で去ってまわりました。そういう方の思いも私らはここにやる以上はやっぱり担うとる部分が多いと。そやから今言われた議会の活性化、若手、もう一番のところ、若い議員がそこに座って女性の議員が2人でも3人でも座って、すぐこの議会が色が変わったように、光が差したような私は議会になると思う。そういう状況にやっぱり持っていくべき。そういう部分でもやはり変わっていくということですので、定数を減らして変えるということができたらなとは思っています。この中でも反対の方も多うございますので、ならば、定数をこのままにして、今の議会をこう変えるんやというような提案がございましたら、廣納議員なり……。

○議長（安部 重助君） ちょっと待ってください。発言をとめます。議員に求めることじゃないんです、これは。おたくが答えることなんです、質問に対して。それができてないからこういう形になってますけども、これはとめます。

次、行きます。どうぞ、藤森議員に対しての答えをしてください。

○議員（9番 藤原 裕和君） 私はもうよろしい。

○議長（安部 重助君） 答弁になってますか。藤森議員、よろしいですか。

藤森議員。討論形式じゃなしに、質問に変えてください。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。先ほどの質疑の中に、やはり削減によって無投票になったから、欠員になったから、それが果たしてこの町のための議員構成になるのかというような思いも含める中で、それイコール報酬の削減、これも含めて考えていかなければ、単純に1名減らす、2名減らすというような発議というものは私は理解ができないということで、あなたの思いを尋ねます。

○議長（安部 重助君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） ちょっとなかなか難しい。

○議長（安部 重助君） いやいや、単純な質問でしたけど、今。

○議員（9番 藤原 裕和君） 誰も定数を減らして議会の低下を招くようなことがあってはならない。これは重々承知をした中で、前向きの、それこそこの神河町議会が今言われた活性化とか、そういう言葉を言われたんですけども、若手がこの議会の選挙に手を挙げていただいたり、松山議員には申しわけない、女性がそういう土壌を私は築くべきやなと思う。そういうことは方向性として思うんですけども、ただ、今回の議員定数削減、この案の審議うんか、これを通して2年後に向けてそういうようになったらなと私なりに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。ほかの議員もおっしゃいましたが、区長会の意見、商工会の意見を私なりの判断したところ、やはり12名で頑張ってくれと、そういうふうに言われました。私はそういうふう判断しております。この12名で頑張ってくれて言われた中で、もっと住民の意見を酌み上げてくれと、これがやっぱり一番多かったです。やはり私らももっと出ていっていろんな方の意見を聞く、そういう反省をしました。裕和議員が言われてた、定数を減らすよりも議員の仕事である行政に対するチェック機能、これをやっぱり果たしていくべきやと思うんです。予算についても、議員がやっぱり判断していく、そっちのほうが大事じゃないかと思うんですが、どうですか。

○議長（安部 重助君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 栗原議員の今言われました12名で頑張れと、そういう声も確かにございました。なぜここで私が提案をしたかという部分については、なかなか理解してもらえんのかなという部分も含めて、行政のチェックをするんは当たり前のことで、いや、そのなかなかチェック機能ができてないというどなたかの区長さんのお言葉もいただきました。もっと厳しくチェックせいと、それも一つでしょう。町の将来がなかなか厳しい時代になってきとるから、そういう私は議員定数を少しでも減らして議会の仕組みを変えて、チェック機能とか提案・提言制度、住民の声をしていくべきであろうと。政策サポーターとか、聞きなれん言葉ですが、モニターとか、それから活性化をするために何か若者議会とか高校生議会とか、そういうことにできるだけ今の社会情勢は変わってきとんじゃないか。だから定数は減らさんでもできるいうたらできるんですけども、そのあり方そのものをやはり議会みずからが、自分らの席は減らせへんがなというんじゃないくて、自分の牙城を崩してでもそこでやっぱり住民のために頑張ると、チェックをするんやというようなことも必要かなと思う。偉そうなことを言うんですけども、私なりに今現在思ってる精いっぱい回答です。よろしく。

○議長（安部 重助君） 空回りばかりで、議長として大変申しわけないと思っておりますが、最後に誰か質問ございますか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。済みません、私は、今、藤原議員のこの説明を聞いておまして、議会運営の要因として、神河町議会は、定数2名の減の10名で効率的なという言葉がありましたね。その「効率的な」というところは、具体的にどのような効率的なかなということを知ったんですけども、今いろんな方がおっしゃったように、具体的には出てこなかったように私は思うんです。それと、機能強化が図れると。どのような機能強化が図れるのか。

それと、これからの要因として、少数精鋭化を進めるとありますが、少数になって個

人一人一人が本当に精鋭化していけるのかと、どのような面での少数精鋭化かとか、そういうところが聞きたかったんですけども、具体的にはまた後日で結構ですからお聞きしたいと思いますけれども、そこで1つ、現在11名で大きな問題はないということを言われてますけど、私、昨年度、途中から常任委員長を仰せつかりましてその任務についてるわけですけども、実は非常にたくさんの会議、それから組織的なこと、それからいろんなところでの要請がありまして出ております。それが最初の1年はなかったんですけども、2年目になって委員長という役目になってどおんとふえてきたために、私自身の活動がなかなかそこへいかないという現実がございます。そういうところで、そしてさらに、1月の末ちょっと入院したんですけども、そのとき、術後の定期的な診察、それも飛ばさないといけないような、議会とか各委員会がありまして。ということは、1人人数が減れば、それだけ誰かに大きな負担がかかってくると。自分の健康の維持も十分できないというような状態になってくる可能性は私、実感しておりますけれども、そういうことがあるということですけども、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 小島議員の質問ですけども、確かにそれこそ今回新しく議員になられて委員長職をお受け願ったんですけども、大変御苦労いただいたのを感謝いたします。確かに委員長になられたら、それなりの結構出ていくことの量も多いとは聞いております。人数が少なくなったら、12分の1の負担が10分の1の負担が多くなる、これはやむを得ないことかなと思う。そこら辺はよくわかるんですけども、本来の議員活動、議員活動に重たいも軽いもないんですけども、そういう機能を発揮できるような部分を残して、できるだけ効果が上がるようなことも将来的には議員活動としては考えていかんとあかんのと違うかなという思いもしております。

小島委員長におかれましても、大変委員長職、御苦労を願ってんですけども、議員定数削減に向けてこういう思いで私はおりますので、十分皆さんには、皆様方には理解できない方もあろうかとは思いますが、私は、こういう考えのもとで、先はこうあるべきやというような思いも少し頭の中には置いてますので、よろしく願いいたします。否決になったらなったで、それで終わるんじゃなくて、今いろんな意見を出したんですけども、そういうことも含めて、またあと残すところ11名で2年余り動かんとかかん部分があるんで、議会の改革、改善に向けて議長を初め進んでいただきたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（安部 重助君） 大変多くの意見をいただいたんですけども、ここで意見も質疑も打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は3月17日以降に行いますので、御了承を願います。御苦労さんでした。

次の日程に入る前に、ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前 11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第5 第1号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第1号議案、神河町いじめ防止対策推進条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第1号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町いじめ防止対策推進条例制定の件でございます。

制定の理由は、神河町では、平成20年3月に「人権尊重のまち」宣言をし、全ての人々の人権を守り、明るく住みよい、ともに生きる社会をつくることを目指し、さまざまな取り組みを推進しております。

一方、いじめは、いじめを受けた子供の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子供もいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ます。このようないじめを防止し、次代を担う子供たちが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、私たち全ての住民の役割であり、責務であります。

また、子供は、それぞれの一人の人間としてかけがえのない存在であり、将来のまちづくりを担う町の大切な宝物です。国においては、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめの防止策の対策のための施策を展開しているところであります。このいじめ防止対策推進法を踏まえ、ここにいじめ防止についての基本理念を明らかにし、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進していくため、本条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、第1号議案の詳細について御説明申し上げます。

本条例は、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されたことを踏まえ、神河町教育委員会においては、平成26年9月に神河町いじめ防止基本方針を策定し、また、各学校においても各校のいじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止に対する取り組みを行ってきました。また、平成29年9月には、国及び県のいじめ防止基本方針の改定を受け、町においても検証及び見直しを行い、さらなるいじめの防止対策に取り組んでいるところでございます。このたび神河町いじめ防止対策推進条例を制定して、いじめ防止についての基本理念を明らかにし、いじめ防止のためにあらゆる施策を講じ、本町の子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めていくものでございます。

さて、制定の内容についてでございますが、1ページをごらんください。第1条では目的を定めておまして、いじめの防止等のための対策に関して基本的な事項を定め、いじめの防止等のための対策を総合的、効果的に推進することにより、児童等が安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに資することを目的としています。

第2条では用語の定義を、第3条では基本理念を定めています。第5条では町の責務を、第6条では学校及び学校の教職員の責務を、第7条では保護者の責務を、第8条では町民の責務を定めており、学校、家庭、地域社会を含めた町全体での取り組みとして取り組んでいくことをうたっております。

第9条では、いじめ防止基本方針の目的を定めております。第10条では、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会の設置を規定しております。

第11条では、重大事態への対処ということで、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態、具体的に申し上げますと、学校の設置者またはその設置する学校による対処として、学校の設置者またはその設置する学校は、次に掲げる場合にはその事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者またはその設置する学校のもとに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとするとしておまして、次に掲げる場合は2つございまして、1つ目は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、2つ目として、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときでございます。

そして第12条には、第11条第2項に規定しております神河町いじめ問題対策委員会の設置について、また、第13条には、第11条第6項に規定する神河町いじめ問題調査委員会の設置を規定しております。第14条では個人情報の取り扱いについて、第15条では委任について規定をしております。

なお、施行期日は、令和2年4月1日としています。

そして4ページの次に、参考として、神河町いじめ問題対策連絡協議会規則、神河町

いじめ問題対策委員会規則、神河町いじめ問題調査委員会規則を添付しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第6 第2号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第2号議案、神河町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第2号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、会計年度任用職員について、任用形態や任用手続がさまざまであることに鑑み、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことが望ましいとされたことから、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第2号議案の詳細について御説明申し上げます。

改正の理由につきましては、令和2年1月17日付で発出された総務省通知において、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について具体的な内容が示されたことを受け、神河町職員のサービスの宣誓に関する条例第2条に第2項として、「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる」を追加するものでございます。

なお、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とは、フルタイム、パートタイムいずれの職員も含み、特段の定めについては、それぞれの職員にふさわしい方法で行うとするものです。職員であれば、任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名をしてからでなければその職務を行ってはならないとされておりますが、例えば特別職非常勤職員から会計年度任用職員へ移行した場合には、任命権者等の面前での宣誓書への署名を要さず、署名をした宣誓書を提出することで足りるものとするこ

と、また、同一の職員で再度の任用を行った場合には、さきの任用に際して行ったサービスの宣誓をもってこれを行ったものとみなすこと、また、採用時にサービスの宣誓等を行っている場合には、当該誓約等をもってサービスの宣誓を行ったものとみなすなどの対応が規定をされております。

なお、施行日は、令和2年4月1日でございます。

以上、詳細説明といたします。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第7 第3号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第3号議案、神河町特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第3号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、去る2月4日に開かれました特別職報酬等審議会の答申に基づき改正を行うもので、本答申の要点としましては、監査委員識見者の責務に鑑み、年額報酬24万円を6万円引き上げ30万円とするものとあわせて、第1号議案で御審議いただきます神河町いじめ防止対策推進条例のいじめ問題対策連絡協議会委員の日額報酬8,000円を新たに加えるものでございます。

なお、その他の委員皆様の報酬額の変更はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第3号議案の詳細について御説明申し上げます。

改正の内容につきましては、町長提案のとおり、1点目は、監査委員識見者報酬を年額24万円から30万円に引き上げる改正、2つ目は、いじめ問題対策連絡協議会委員を追加し、日額8,000円の報酬を定めるものでございます。去る2月4日に開催されました特別職報酬等審議会における審議内容等を踏まえ、去る2月28日に森本守雄神河町特別職報酬等審議会会長から町長宛て提出されました答申内容に基づき、御報告をさせていただきます。

次の第4号議案にも関連しますが、まず特別職報酬等の額の改定につきましては、神河町特別職報酬等審議会条例に基づき、町の各階層または識見を有する者の中から町長が任命をいたしました10名の委員、その内訳としましては、商工会代表、勤労者代表、女性代表、住民代表、公共公益団体代表、金融機関代表、そして有識見者での計10名の委員により、公平かつ中立な立場に立って慎重審議され、全員の一致をもって提案の内容のとおり結論が得られましたことをまず初めに報告をさせていただきます。

なお、町長から諮問を行いました内容は、1、町長、副町長及び教育長等の給料について、2、議会議員の報酬について、3、非常勤特別職の報酬についてであります。

さて、監査委員識見者報酬については、年間の監査日数20日という中で、スキルと事務量、責任の重要性、また、病院の監査という他町にない特殊性にも鑑み報酬を引き上げることが適当であるとし、月額にして5,000円、年額報酬といたしまして24万円から6万円引き上げ30万円とする内容でまとまりました。

また、今定例会に上程しております神河町いじめ防止対策推進条例の制定に基づく神河町いじめ問題対策連絡協議会委員を追加し、その日額報酬を8,000円とすることについても、他の行政委員会の委員報酬との比較検討の上、適正、妥当であるとの結論が得られたところでございます。

いずれも施行日は、令和2年4月1日でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第8 第4号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第4号議案、神河町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第4号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、去る2月4日に開かれました特別職報酬等審議会の答申に基づき改正を行うもので、本答申の要点としましては、町三役、町議会議員ともに、給料月額について今年度は改定を行わず、期末手当については、県下の12町の期末手当の支給状況も踏まえ、人事院勧告による一般職の改定に準じ0.05月引き上げ、年間4.45月とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願い

いたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第4号議案の詳細について御説明申し上げます。

改正の内容は、町長提案のとおり、町三役、町議会議員ともに、給料月額について今年度は改定を行わず、期末手当について0.05月引き上げ、年間4.45月とするものですが、まず改正箇所について新旧対照表をごらんください。在職期間6カ月の欄で基準日が6月1日の支給率をごらんください。改正前は100分の220が改正後は100分の222.5になり、0.025月の引き上げとなります。また同様に、12月1日の支給率は、改正前が100分の220、改正後は100分の222.5になり、0.025月の引き上げとなり、結果、年間の引き上げ率といたしましては、100分の440が100分の445となり、0.05月の引き上げとなります。

なお、在任期間の5カ月以上6カ月未満は、6カ月の80%、3カ月以上5カ月未満は60%、3カ月未満は30%に相当する支給率となります。

施行日は、令和2年4月1日でございます。

それでは、先ほどの第3号議案同様、2月4日に開催されました特別職報酬等審議会における審議内容等を踏まえ、去る2月28日に森本守雄神河町特別職報酬等審議会会長から町長宛て提出されました答申内容に基づき、少々長くはなりますけれども、抜粋して御報告をさせていただきたいと思っております。

抜粋をさせていただきます。3、答申内容決定の観点及び理由。このたびの審議会は、神河町の財政状況、実質公債費比率については、合併以降、公債費負担適正化計画を着実に進め、健全化に向けた取り組みを進めてきましたが、近年では、地方創生事業に伴う若者世帯向け住宅施策などのハード事業に取り組んでいることから、財政指数は年々悪化し、財政の硬直化の指数と言われる経常収支比率は100%近い状態になってきていることを踏まえて、業務の見直しは喫緊の課題であること、職員の定員削減についても定員適正化計画の中でしっかりと取り組んでいくとの見解が示されました。令和元年の人事院勧告に基づく一般職の勤勉手当の0.05月の引き上げに伴う特別職の期末手当の引き上げの是非について審議いただきました。加えて、県下12町の財政状況、報酬の比較や各町の改正状況の確認を行い、適切妥当な報酬の額の検討を行いました。以上の観点から、次のとおり改定についての方向性を確認するに至ったものです。

1、町長、副町長及び教育長の給料について。特別職の報酬について明確な基準がない中において、町長等の報酬について妥当性があると理解してもらえるような資料提示について意見が交わされるとともに、県下の町との比較にとどまらず、類似団体との比較が必要であるとの意見がありました。また、町財政については、人件費や扶助費の削減に努める必要性があることから、業務の見直しを含めて引き続き行財政改革推進委員

会を中心に議論を進めていく必要があります。このような実情を踏まえ、今回は改定を行わず、現行のまま据え置くことが適当であるという意見でまとまりました。

次に、期末手当については、人事院勧告にあわせて期末・勤勉手当を引き上げた一般職に準ずることが望ましいという意見があり、一般職に準じて引き上げることが適当と判断し、0.05月の引き上げを答申することとしました。

2、議会議員の報酬について。議会議員の活動状況をどのように見ていくかということで、時間単価が幾らなのかを算出すれば理解しやすいとの意見がある一方、審議会資料で示されている定例会の会期日数、臨時会の会期日数、常任委員会の開催日数、議長の出張回数、議員の派遣回数等で議員活動を判断することは難しく、さまざまな行事へ参加し情報収集を行うなど、幅広い活動が議員活動であると認識します。

また、報酬については、魅力あるものにすることが優秀な人材確保や魅力的な活動につながるとの意見がある一方で、報酬を引き上げることは議員定数とセットで検討すべきとの意見があり、神河町の財政状況を見据えた判断が必要との意見集約となったことから、現行のまま据え置くことで意見がまとまりました。

また、期末手当については、町三役と同様の考え方とし、0.05月引き上げることとしました。

3、非常勤特別職の報酬等についても関連がありますので、引き続き報告をいたします。

非常勤特別職の報酬については、特に日額委員報酬について、時間管理が基本とする意見が出されました。年額委員報酬では、会合による時間だけでその活動をはかることができるものではない実態があることや、時間のみならず、その適性、識見によって選任されていること、また、各種行政委員の選出が難しくなっているとの意見が出され、現状のまま据え置くことで意見がまとまりました。

一昨年からの課題としてきた費用弁償のあり方については、議会議員、消防団員、民生委員については報酬的な要素があること、その他の日額委員費用弁償は、広い地域における神河町内移動について交通費支給を行っておらず、旅費的意味合いでの支給実態があり、据え置くこととする一方で、引き続き周囲の状況や社会経済の状況に注視しながら継続協議課題としました。

次に、監査委員識見者の年額報酬については、スキルと事務量、責任の必要性、また、病院の監査という他町にない特殊性にも鑑み、報酬を引き上げることとしました。さらに、神河町いじめ問題対策協議会の委員報酬を新設いたしました。

4、終わりに、このたびの審議では、さまざまな視点から慎重審議をいただきました。財政が厳しくなっている現状を各委員がどのように捉えているかという点で、さまざまな角度からの議論をいただきました。本日の内容は、今後の行財政改革推進委員会でも意見反映をいただきながら、将来にわたって存続可能な神河町づくりに向けた財政確立の視点で御議論いただくことを期待いたします。また、審議をさらに深化させるた

めに、県下の町の比較だけでなく、今後の資料作成についての工夫や、より早い時期の開催についても検討をお願いしたいと思います。

さて、神河町が展開している地域創生事業について、若者世帯への住宅取得支援事業など人口確保施策にあわせて、道の駅建設や峰山高原スキー場整備など、まちのにぎわいづくりを積極的に展開されていることに理解を示すものの、神河町の財政状況を示す財政指数がここ数年悪化していることにも注視していく必要があります。そのような状況の中で、特別職だけでなく、各種行政委員報酬についてもより適正に支給することも含めて財政状況を考慮すると切り込んでいく必要もあるとの提言もありました。その際には、役場職員の給与カットなどを実行した上で住民の方への負担について理解を求めていくと説明もありましたが、未来の世代に負担を先送りしないことが重要です。特別職報酬等審議会としましては、法律にのっとり、国、県の動向、県下の自治体の状況、町の財政状況、地域社会の経済状況等を考慮し、公平公正な立場から検討をしてみました。

結論として、町三役、議会議員ともに、月額報酬については現行どおりとし、令和2年4月から期末手当を0.05月アップし、年間4.45月とする、2、監査委員識見者の報酬について、令和2年4月から年額30万円とする、3、神河町いじめ問題対策連絡協議会委員報酬を新設し、日額8,000円とする、4、非常勤特別職の報酬及び費用弁償については現行どおりとする。

なお、繰り返しになりますが、議会議員報酬について、全国的ななり手不足の実態もある中で頑張っているとの意見や報酬引き上げ検討の意見もありましたが、さきに行われました区長会との意見交換会に主張されるように、区長ですら議員の活動が見えないとの意見を踏まえると、今後は現状据え置きが妥当であるとの判断に至りました。さらに、議員報酬については、今も議会で議員定数とあわせて議論をいただいているところですが、引き続き御議論いただくとともに、区長会との意見交換会の内容も踏まえ、行財政改革推進委員会でも引き続き議論いただくことをお願いするものです。

非常勤特別職についての議論においては、時間管理が基本である一方、議会議員個々の調査活動のように時間ではかり知れない内容もあります。また、時間のみならず、その適性、識見によって選任されているといった点を考慮する中で、適正、妥当との意見も出されました。結果として、日額報酬の見直しの意見もありましたが、慎重な判断を期する必要があることから、継続審議とします。

なお、各種行政委員報酬の削減を要する状況となった時点では、当然のこととして職員給与の削減検討を行う必要があります。

以上のとおり申し上げ、今後も引き続き行財政改革の取り組みにより健全な財政運営を行いつつ、将来を展望し、計画的かつ効果的な行財政運営で活力のあるまちづくりに尽力いただくことを願いますと締めくくられています。

以上、答申内容の抜粋を御報告申し上げます、詳細説明とさせていただきます。よろしく

御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第9 第5号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第5号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第5号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、公立神崎総合病院における看護等手当の夜間に勤務した看護師について、国と同様に深夜勤務が全部の場合は1回7,300円に、4時間以上の場合は3,550円に、2時間以上4時間未満の場合は3,100円にそれぞれ改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。それでは、第5号議案の詳細説明をさせていただきます。

この改正につきましては、本条例の第12条、看護等手当におけます夜間に勤務した看護師に対する手当の改正でございます。昨今、全国におきましては、妊娠から子育てをしながらも勤務を継続する看護職の増加により、夜勤を希望しない看護職員が増加しております。そのため、それを補填する残りの職員の夜勤回数が増加し、夜勤の増加で看護師が疲弊している状況でございます。このような状況から、全国の看護師団体から国へ強い要望があり、国では、この問題への取り組みの一つとして、看護職の夜間看護手当の増額をされました。

当院におきましても、採用する上で、子育てがスタートした看護師が夜間勤務を希望しないということは現実としてございます。それにより現職の看護師の負担にもなりかねない状況となります。やはり常に必要とする看護師の確保は、医師と同様、病院運営をする上において重要なことでもあります。そこで、国と同様、また、近隣公立病院の状況を踏まえ、今回、夜間に勤務した看護師に対する手当を増額するものでございます。

新旧対照表をごらんください。まず、第12条第2項第1号中、「（平成17年神河

町条例第44号)」につきましては、本条例の第1条で規定されていることから削除させていただきます。

次に、手当額の改正ですが、町長の提案説明でもありました深夜勤務が全部の場合、1回6,200円を7,300円に、4時間以上の場合3,300円を3,550円に、2時間以上4時間未満の場合2,900円を3,100円にそれぞれ改正するものでございます。

この条例の施行は、令和2年4月1日からの施行といたします。

なお、附則第2項の経過措置ですが、本改正規定は令和2年4月以降の月分の手当について適用し、同年3月以前の月分の手当については改正前の規定により支給するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第10 第6号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第6号議案、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第6号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、日額及び時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、月額から日割りをして算出した額として定めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第6号議案の詳細について御説明申し上げます。

改正の理由につきましては、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、日額及び時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員について、通勤に係る費用弁償の支給に係る規定が漏れておりましたので、第26条第2項に追記を行うものでございます。

なお、内容につきましては、規則で定めることとしておりますが、フルタイム会計年度任用職員について準用する通勤手当、これは正規職員にも準用しておりますが、基本とする通勤手当は常勤職員同様でございます。参考として、規則を添付いたしておりますが、この改正により通勤に係る費用弁償として、規則に第22条を追加し、「別表第2で定める額」としております。

会計年度任用職員は、一月の勤務日を21日で制度設計をいたしておりますので、通勤手当月額を21で割り戻した金額を日額及び時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員についての通勤に係る費用弁償とするものでございます。

なお、施行日は、令和2年4月1日でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第11 第7号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第7号議案、神河町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第7号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の法律名の改正に伴い、当条例で引用している法律名についても改正後の法律名に変更するものでございます。また、引用する条項についても条ずれが発生しているため、当該条項についても正しい引用部分に変更を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第12 第8号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第8号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第8号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、上位法である兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱の改正に合わせ、同様に改正するものでございます。

まず、条例第2条第21号、所得を有しない者の定義についてでございます。現行例規では、所得税法第35条第4項を引用していましたが、令和2年1月施行で所得税法が改正され、当該条文の記載が変更となるため、県と同様に、当面は改正前、つまり現行の所得税法の規定で読むという形での改正をいたします。

また、所得を有しない者について、本来であれば、公的年金のみの支給ではなく、恩給や一定の企業年金等の支給を受ける者についても定義するべきところであったため、県要綱が「公的年金の支給を受けるもの」から「公的年金等の支給を受けるもの」へと改められたことに合わせ、当町の条例にも「等」を挿入いたしますが、これまでと実務上の変化はございません。

次に、第3条の助成対象者、第1項の表中「同法附則第5条の4の2第6項」を「同法附則第5条の4の2第5項」に改めるものでございます。これは、平成31年4月施行で地方税法が改正されたことから、地方税法の引用条項がずれるための改正でございます。

また、県は改正要綱を平成31年4月1日に遡及して施行しているため、当町においても同様に平成31年4月1日に遡及して適用いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第13 第9号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第9号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第9号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）に誤りがあったため、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、第9号議案の詳細について御説明申し上げます。

ページをめくっていただいて、P1ページの新旧対照表をごらんください。改正の内容は4点でございます。

1点目は、第14条第1項中、下線部の「この項、第19条及び第36条第3項において」を削るものでございます。

2点目は、第50条後段中、下線部の「この項、第19条及び第36条第3項」を削り、「第19条」の次に「において」を加えるものでございます。

3点目は、2ページ目の第51条第3項中、下線部の「第50条」を「前条」に改めるものでございます。

4点目は、3ページの第52条第3項中、「満3歳以上保育認定子ども」の次に「（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」を加えるものでございます。

いずれも、令和元年5月31日に公布されました子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令、また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に字句等の誤りがあったものについて修正するものでございます。

以上が改正の内容の詳細でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第14 第10号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第10号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第10号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、本年2月3日に開催されました神河町消防審議会において、越知谷分団の部制の廃止について審議され、了承されたことに伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく

御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課、平岡防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。それでは、第10号議案について説明をさせていただきます。

町消防団越知谷分団においては、作畑新田部、大畑部、越知部、岩屋部の4つの部により活動を行ってまいりましたが、部内の団員数減少に伴い、常時の活動に支障を来している部があります。また、新入団員確保のめども立たず、単独で部を今後も維持していくことが困難な状況にあります。特に作畑新田部においては、在籍団員数、現在7名、条例定数に対する充足率は41%ですが、勤務等の都合で大半の団員が、有事の際は別として常時の活動に参加が困難な状況にあります。また、越知部においては、在籍団員数18名のうち、今年度末での退団あるいは転籍予定者が7名あり、充足率は現在86%ですが、4月1日には52%まで落ち込みます。分団全体としても、新入団による団員増が見込めず、今後、定年による退団でさらに団員数が減っていくことが避けられない状況です。そのような中、将来を見据え、分団内の各部と各区において協議が行われ、これまでの部単位での活動を分団全体として取り組んでいきたいという申し出があったものでございます。

具体的には、日ごろの防火啓発、警戒活動、消火栓や防火水槽等水路の点検活動など、予防と消防施設の維持管理活動において、団員数が少なく、きめ細かな活動ができなかった部分の改善が見込めるものと考えております。以上のような状況を2月3日開催の消防審議会において御説明させていただき、了承いただく答申を受け、越知谷分団の部制廃止と、それに伴う条例改正の提案をさせていただくものです。

部の数が減ることに伴い、条例第3条の団員の定員が666名から650名に、第5条の役員の人数が31名から28名に改正となります。

なお、14条の第1項中「第86号」を「第88号」に改めると記載をしておりますが、これは同条例の第14条1項に神河町消防審議会運営要綱（平成17年神河町要綱第86号）という文言があるのですが、この要綱第86号が88号の誤りであったことがこのたび判明しましたので、今回の条例改正にあわせて訂正をさせていただくものです。

次のページには、新旧対照表を添付しております。

また、新旧対照表の次に、参考としまして、神河町消防団条例施行規則の一部を改正する規則を添付しております。この条文の本文の上から4行目、別表1、越知谷分団の項(5)の欄中「4」を「1」に改め、同項(6)の欄中「20」を「5」に改め、以降、(7)、(8)というふうに記載をしております。

次のページの新旧対照表を見ていただきますと、この表の一番上の欄、左から名称、団長、副分団長とあり、一番右が計の欄となっておりますが、これが名称の欄が(1)、団

長の欄が(2)、副団長の欄が(3)というように読みかえているものでございまして、今回は(5)の副分団長から(8)計の欄の数字がそれぞれ改正になるもので、この1ページ前の参考の文章は、これを文章で示したものとなります。条例整備システムからの自動打ち出しでこのような少しわかりにくい形となっております、申しわけございません。

それから、この新旧対照表で、越知谷分団、粟賀北分団、粟賀南分団、大山分団、小田原分団の団員の定員に下線が入り、改正となっておりますが、これは管轄人口125人に対し1人の割合で配置する地域特性団員数を今回の定数改正に合わせて再計算した結果、若干変更になるものでございます。また、新旧対照表の上の第6条の条文の2行目の中ほど、「(別紙様式第2号)」については、規則に定める様式の名称がこの別紙様式2号が正しかったので、その部分の訂正でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第15 第11号議案

○議長(安部 重助君) 日程第15、第11号議案、神河町水道給水条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) 第11号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町水道給水条例等の一部を改正する条例制定の件で、神河町水道給水条例、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例の3条例を一括して改正するものでございます。

改正の理由は、若者定住施策の目玉として、これら3条例において、加入金または加入負担金の減免、免除を令和2年3月31日までを期限として実施してまいりました。このたび町の施策として、引き続いて減免、免除を実施していくため、3条例とも附則の加入金または加入負担金の減免・免除に関する経過措置の部分において、減免または免除の期間を5年間延長し、平成32年3月31日から令和7年3月31日へ改正を行うもので、改正の根拠と目的が同じことから3条例を一括しての提案とさせていただいております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第16 第12号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第12号議案、神河町町道路線の認定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第12号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町町道路線の認定の件でございます。旧町時代に両町で既に町道認定をしておりました町道について、合併時にそのまま引き継いで神河町町道として認定いたしました。旧町それぞれの認定基準の差異によって格差がございましたので、統一するため、農道から町道へ格上げする71路線、及び本年度、砥峰高原内で道路新設工事を行いました1路線を町道に認定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、建設課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。それでは、第12号議案の詳細について御説明申し上げます。

本議案は、町長からの提案説明にもございましたが、旧町時代の町道をそのまま引き継いでおりますが、認定基準の違いが差異が生じていましたので、昨年度から実態調査を行いました結果、町道に認定すべき農道71路線、総延長19.15キロメートル及び砥峰高原内砥峰自然交流館前県道の迂回道路として道路新設工事を行いました1路線、総延長149メートルを町道に認定するものでございます。

町道に認定すべき72路線の内訳としましては、一覧表及び図面のとおり、新田区、路線番号01004、路線名、火打野2号線及び路線番号01005、路線名、浅ヶ谷線の2路線、作畑区、路線番号02010、路線名、勝山2号線及び路線番号02011、路線名、勝山3号線の2路線、大畑区、路線番号03009、路線名、仲田2号線から路線番号03013、路線名、大仲井線までの5路線、越知区、路線番号04020、路線名、栃本加寺線から路線番号04023、路線名、西別3号線までの4路線、岩屋区、路線番号05008、路線名、種林2号線から路線番号05013、路線名、茶ノ木原2号線までの6路線、根宇野区、路線番号06015、路線名、久子垣内中島線から路線番号06019、路線名、落久子2号線までの5路線、山田区、路線番号07014、路線名、稲川原3号線から路線番号07017、路線名、北川原1号線までの4路線、中村区、路線番号08023、路線名、北川原2号線から路線番号08025、路線名中村4号線までの3路線、福本区、路線番号10016、路線名冷田2号線

から、路線番号10023、路線名、山根線までの8路線、柏尾区、路線番号13008、路線名川ノ上竹之内線から路線番号13013、路線名、柏尾新田3号線までの6路線、加納区、路線番号14012、路線名、堂ノ前線から路線番号14015、路線名、権斉東線までの4路線、東柏尾区、路線番号15008、路線名、立石3号線から路線番号15010、路線名、前田保線までの3路線、吉富区、路線番号16022、路線名、畑川原2号線から路線番号16025、路線名、出テ砂田線までの4路線、杉区、路線番号17008、路線名、段上3号線から路線番号17011、路線名、宮ノ前橋詰線までの4路線、大山区、路線番号18013、路線名、山田線及び路線番号18014、路線名、上坂本線の2路線、猪篠区、路線番号19021、路線名、五反田門貝線から路線番号19029、路線名、門貝支線までの9路線、計71路線でございます。

各路線の起点、終点位置、幅員、総延長につきましては、一覧表のとおりでございます。

さらに、川上区砥峰高原内で1路線、路線番号31021、路線名、砥峰線、幅員6.5メートル、総延長149.03メートル、起点、終点位置ともに川上字トノム子801番12地内の合計72路線を認定するものでございます。

なお、路線名称につきましては、各路線の起点、終点の大字名、小字名を参考に既存路線名と重複しないように決定させていただいております。また、道路種別につきましては、議決後、町道管理規則第2条の指定基準に基づきまして決定いたします。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第17 第13号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第13号議案、神河町町道路線の変更の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第13号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町道路線の変更の件でございます。第12号議案で説明しました格差是正路線のうち、既存路線に追加するほうが望ましい路線13路線と町道峰山砥峰線のうち、等級をその他と認定している部分を認定除外し、名称も町道峰山線として認定範囲を変更するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、建設課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願い

いたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。それでは、第13号議案の詳細について御説明申し上げます。

本議案は、第12号議案で説明しました新規認定とは別に、実態調査の結果、既存の町道の起点もしくは終点に追加するほうが望ましい路線13路線、総延長6.25キロメートル、うち追加延長2.13キロメートルと、町道峰山砥峰線、総延長10.99キロメートルのうち、道路種別をその他と認定している部分、延長6.68キロメートルについて認定を除外し、名称も町道峰山線とし、認定範囲を変更するものでございます。

既存の町道に追加するほうが望ましい13路線の内訳としましては、一覧表のとおり、根宇野区5路線、路線番号06012、町道貝助支線に農道根宇野10号線を追加、路線番号06004、町道貝助線に農道根宇野12号線を追加、路線番号06010、町道落久子線に農道根宇野13号線を追加、路線番号06008、町道根宇野・山根線に農道根宇野15号線を追加、路線番号06013、町道根宇谷口線に農道根宇野20号線を追加、山田区では1路線、路線番号08002、町道凱旋線に農道山田35号線を追加、中村区は1路線、路線番号08010、町道砂山支線に農道中村19号線を追加、貝野区で1路線、路線番号11002、町道貝野2号線に農道貝野11号線を追加、寺野区でも1路線、路線番号12012、町道宮前線に農道寺野5号線と6号線を追加、加納区で1路線、路線番号14001、町道竹の内・中井口線に農道加納12号線を追加、東柏尾区で1路線、路線番号15003、町道立石1号線に農道東柏尾7号線と11号線を追加、杉区で1路線、路線番号17003、町道葛谷線に農道杉12号線を追加、大山区で1路線、路線番号18005、町道沢3号線に農道大山8号線と10号線を追加の計13路線でございます。

各路線の起点、終点位置、幅員、総延長の変更につきましては、一覧表のとおりでございます。

また、町道峰山砥峰線につきましては、道路種別、その他部分6.68キロメートルの区間の現状ですが、車両通行可能区間の500メートルはスキー場のゲレンデ内、車両通行不可能区間の5.4キロメートルは遊歩道として利用、さらに、780メートルの区間が県森林基幹林道と重複しておりますので、町道の認定を除外し、基幹林道との重複区間は兵庫県、それ以外は町観光担当課の管理といたします。さらに、認定除外することで終点が峰山高原内、川上字トノム子801番105から峰山高原内上小田字大畑881番105に変更になることから、路線名を町道峰山砥峰線から町道峰山線に変更します。

なお、道路種別につきましては、既存路線の等級を引き継ぐことを基本に、議決後、町道管理規則第2条の指定基準に基づき決定いたします。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

ここで暫時休憩いたします。再開を14時30分といたします。

午後2時09分休憩

午後2時30分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第18 第14号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第14号議案、令和元年度神河町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第14号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町一般会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容につきましては、繰越明許費として10事業を繰り越し予定、そして歳入歳出とも各事業の事業費確定見込みによる補正と、国の第1号補正に対応するための増額補正でございます。

その主なものは、決算見込みによる町税の減額、ふるさとづくり応援寄附金の減額、一般管理費では、神戸大学院医学研究科及び医学部診療・研究・教育支援寄附金の追加補正、財産管理費では、本庁舎空調設備等更新事業費の減額、CATV管理運営費では、局舎改修事業費等の減額、心身障害者福祉費では、自立支援給付費の減額、保健衛生総務費では、公立神崎総合病院への補助金の増額、清掃費では、中播北部行政事務組合負担金、中播衛生施設事務組合負担金の減額、商工振興費では、プレミアム付商品券事業に係る事業費の減額、大河内高原整備費では、峰山高原附帯施設等管理委託料等の減額、道路橋梁費では、現年分と国の第1号補正での追加配分を含む事業費の確定見込みでの補正、消防費では、消防事務委託金の増額、小学校費、中学校費では、国の第1号補正による補助金を活用した校内通信ネットワーク整備事業の増額、そして今回の補正における財源調整として財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,285万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,560万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、14号議案の詳細説明をいたします。

まず、6ページ、第2表、繰越明許費をお開きください。2款総務費、1項総務管理費、企業誘致事業、貸し工場整備2億1,125万7,000円の繰り越しでございます。これにつきましては、貸し工場の建築工事、そしてその一部設計費、そして工事管理費等ございまして、本年度の敷地造成工事において地盤安定処理工や湧き水対策などの暗渠排水の追加工事などの影響で、それらの対策工事等に時間を要したことによりまして本年度実施が困難となったそれらの工事費、委託料合わせて2億1,125万7,000円を繰り越して令和2年度で実施をするものでございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、大河内高原整備事業、峰山高原スキー場ゲレンデ緑化工事3,196万8,000円でございます。これにつきましては、植栽の工法について関係者協議の上で決定し、本年度内の完了に向けて進めておりましたが、植栽の時期については、活着率が最もよいのが春先との助言がございまして、それを庁内協議した結果、その工事費を繰り越して春先に行うということで、2年度で実施をいたすものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、道整備交付金事業、町道神崎・市川線650万円、これにつきましては、国の第1号補正において追加配分となったことから、本年度実施が困難であるということの中で、2年度で繰り越して実施をいたすものでございます。同じく道整備交付金事業、町道水走り中河原線3,028万円、これにつきましては、工事実施に当たり、通行どめ期間、迂回路等の調整に日数を要したこととあわせて、国の第1号補正において追加配分を受けたということから、年度内執行が困難となった工事費を繰り越して2年度で実施をいたすものでございます。

続きまして、道整備交付金事業、町道神崎・市川支線1,050万円でございます。これにつきましても、国の第1号補正において追加配分を受けたことから、2年度に繰り越して実施をいたすものでございます。町道単独道路改良事業、町道作畑・新田線でございます。これにつきましては、辺地対策事業債を活用して実施をしているもので、2,916万5,000円でございます。これにつきましては、昨年5月に申請をしていた支障電柱の移転完了がおくれて本年1月となったことから、あわせて支障立木の伐採にもおくれが生じてきたということから、年度内執行が困難になった部分を繰り越して2年度で実施をいたすものでございます。社会資本整備総合交付金事業、橋梁長寿命化修繕工事8,325万9,000円でございます。これにつきましても、工事実施に当たり、通行どめ期間、迂回路等の調整に日数を要したこと、そしてあわせて国の第1号補正にお

いて追加配分を受けたということの中から、年度内執行ができなかった部分を2年度に繰り越して実施をいたすものでございます。

9款教育費、2項小学校費、校内通信ネットワーク整備事業8,080万4,000円でございます。これにつきましては、国の新たな施策、GIGAスクール構想ということで、児童1人1台の端末、パソコン、タブレット等での学習環境の実現に向けて、この国の第1号補正の補助金を活用し、まずは校内の通信ネットワークの整備に取り組もうということで、その事業費を繰り越して2年度で実施をいたすものでございます。2項中学校費、校内通信ネットワーク整備事業3,364万8,000円でございます。これにつきましても、小学校と同様に校内の通信ネットワーク整備に取り組むことということで、その事業費を繰り越して2年度で実施をいたすものでございます。

5項社会教育総務費、学童保育クラブ管理運営事業、寺前学童ルーム拡張工事966万3,000円でございます。これにつきましては、設計を含め建築確認申請後の許可が相当日数を要したこととあわせまして、その設計金額が当初予算を上回っていたということで、12月補正をさせていただきました。その後の入札ということになったことから、年度内完成が難しいということの中で、工事費、工事管理費を繰り越して2年度で実施をいたすものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございます。これにつきましては、事業費の確定見込みあるいは確定によります補正でございます。最後の33ページに内訳の資料を添付させていただいておりますので、そちらのほうで説明はさせていただきます。

33ページをお開きください。まず、起債の区分3、貸し工場整備事業、6,510万増額の限度額を3億1,420万円にするものでございます。これにつきましては、9月補正、12月補正で増額をいたしたものを、県と協議の上、増額配分をいただいた中での増額でございます。

4、過疎地域自立促進特別事業、30万減額の限度額を4,830万円にするものでございます。これにつきましては、過疎債のソフト事業に充てる部分ということで、少し県と調整をしながら、ソフトとハードの入れかえという部分も指摘を受けながら調整をした結果ということで、内訳については、ごらんの一覧表のとおりでございます。

続きまして、5、ケーブルテレビ局舎整備事業1,650万円減額の限度額を700万円にするものでございます。これにつきましては、契約に基づいて減額ということで、過疎債でございます。

7、庁舎整備事業、1,740万円の減額で、限度額を3,610万円にするものでございます。これにつきましては、支庁舎の保健センター部分の空調設備の更新ということで、1,740万円をハード事業という中で過疎債を充てておりましたが、県と協議の結果、これは施設の修繕ということの中で、ソフト事業に入るとということの中で少し振りかえをさせていただいております。

9、病院機器整備事業、3,350万減額の限度額を6,500万にするものでございまして、これにつきましては、過疎債を充当して出資金として病院へ繰り出すものでございます。

10、農業施設整備事業、100万減額の限度額を560万円にするものでございまして、これにつきましても、過疎債で神崎フードの空調整備ということで、カーボン・マネジメント強化事業に係るものでございます。

11、広域基幹林道開設事業、110万円減額の限度額を1,510万円にするものでございます。これにつきましては、広域基幹林道千ヶ峰・三国岳線の県への負担金に係るもので、県の事業費の確定により減額をいたすものでございます。

12、観光施設整備事業、50万円増額の限度額を9,140万円にするものでございます。スキー場整備につきましては70万減額ということで4,440万円、そして砥峰高原内の道路ということで、新たに新設しました道路につきまして120万増額、4,700万ということで、いずれも過疎債充当ということでございます。

14、道路整備事業、2,880万円減額の限度額を2億4,860万円にするものでございます。これにつきましては、先ほど繰り越しのところで国の第1号補正によりまして繰り越しをした部分ということで、それらにつきましては、補正予算債を充当をし繰り越しをしていくという予定の中で、増減をいたしております。内訳については、そちらに記載のとおりでございます。

15、橋梁整備事業、1,090万円の増額で限度額を6,650万円にするものでございまして、これにつきましても国の第1号補正によりまして補正予算債を追加をいたしておるものでございます。

16、河川整備事業、900万減額の限度額を1,100万円にするものでございまして、これにつきましても過疎債対応ということで、実績に基づき減額をいたすものでございます。

18、消防施設整備事業、240万減額の限度額を1,310万円にするものでございます。内訳につきましては、消防自動車購入事業ということで、消防指令車の部分が50万円減額、そして過疎債対応の緊急防災対応の岩屋の防火水槽の部分について190万円の減額ということでございまして、それぞれ実績に応じて減額をいたすものでございます。

20、福本遺跡等環境整備事業、300万円減額の限度額を2,080万円にするものでございまして、過疎債で福本遺跡のトイレを含むガイダンス施設の整備事業でございます。

続きまして、21、公衆無線LAN環境整備事業、1,180万円増額ということで限度額を1,180万円にするものでございます。これにつきましては、ケーブルテレビ事業で実施をいたしておりまして、その避難所等を中心としたところの公衆無線LANの整備ということで、補助残について起債を発行ということで、新たに申請をして配分を

受けたものでございます。

22、校内通信ネットワーク事業、5,890万円、限度額を5,890万円にするものでございまして、これも先ほど繰り越しのところで申しました小学校、中学校のGIGAスクール構想の中での校内通信ネットワーク整備事業に係る補正予算債の充当というところで、増額をいたすものでございます。

これらによりまして、総額といたしまして2,970万円を増額して限度額の合計を14億2,194万3,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で説明をさせていただきますので、11ページをお開きください。まず、3月の歳入歳出の補正につきましては、決算見込みあるいは契約に基づいてということの中で、それぞれ減額をいたしております。

2、歳入、1、町税、1項町民税、1目個人町民税476万5,000円の増額でございます。これにつきましては、退職所得額の増額によりましてその所得割がふえてくる見込みという中で、増額をいたすものでございます。2目法人町民税476万7,000円の増額でございます。これにつきましては、製造業、建設業の事業拡大等によりまして収益が少し向上しているようで、それに伴う法人税割の増額でございます。

2項固定資産税3,200万2,000円の減額でございます。これにつきましては、土地、家屋、償却に係るものでございまして、まず土地については77万6,000円の増額、家屋288万円の増額、償却資産3,565万8,000円の減額でございます。特に償却資産につきましては、大臣配分に係る課税標準額が当初見込んでいたよりも減額となったというところから、減額をいたすものでございます。

3項軽自動車税、2目環境性能割128万2,000円の減額でございます。これにつきましては、本年度から新たに制度化されたものでございまして、当初、兵庫県から提示を受けた試算された数値に基づいて計上いたしましたものが実績により減額をいたしておりますので、減額ということでございます。

13款分担金及び負担金、1項分担金でございますが、これにつきましては、事業費の確定によるというところで、町道、林道の補修の受益者分担金の減額でございます。2項負担金、1目民生費負担金47万2,000円の減額でございます。これにつきましては、それぞれの寺前保育所、神崎保育園、管外保育所の決算見込みにより増減をいたすものでございます。

4款使用料及び手数料、1項使用料、3目土木使用料313万9,000円の減額でございます。これにつきましては、町営住宅の使用料でございまして、その中で、柏尾団地の使用料につきましては110万9,000円の増額となっております。これにつきましては、昨年建てかえをいたしましてことしから入居をいたしておりますが、その入居に際して基準家賃が上がったことに伴いまして使用料の改正がありましたことから、増額をいたすものでございます。残りの福本団地、比延団地、新野駅前団地、中村団地につきましては、それぞれ減額ということで、これにつきましては、消費増税を目前に控

えてマイホームの新築や購入等におきまして退去が多かったことから、使用料収入が減ってきたというところの中で減額をいたすものでございます。

続いて、12ページをお願いいたします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目国庫負担金でございます。まず、1節保育所運営費負担金661万円の増額でございます。これにつきましては、令和元年当初の算定において、3歳未満児に係る補助率につきましては従来どおりの50%で計算をいたしておりましたが、令和元年度については55.2%の補助率ということの改正があったことから、今回3月補正において増額の補正をいたすものでございます。3節心身障害者福祉費負担金1,072万8,000円の減額でございます。これにつきましては、障害者自立支援費等給付金ということで、給付実績によりまして減額をいたすものでございます。5節介護保険低所得者保育料軽減負担金249万7,000円の増額でございます。これにつきましては、昨年消費税が引き上げになりました。その引き上げによりまして低所得者の保育料軽減率が上昇をいたしております。その結果、それに係る国の負担金も増額になったということの中から増額をいたすものでございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金につきましては、それぞれ実績に応じて増額をいたすものでございます。3目衛生費国庫補助金72万2,000円の増額でございます。これは緊急風疹抗体検査等国庫補助金で、新たに新設されたことに伴う補正でございます。対象事業費の2分の1の補助でございます。

4目土木費国庫補助金でございます。まず、1節道路橋梁費補助金2,930万円の増額、道整備事業交付金は1,500万円の増額ということで、これは繰り越しのところで申しました国の第1号補正により増額をいたすものでございます。内訳を申し上げます。神崎・市川線300万円の増額、神崎・市川支線500万円の増額、水走り中河原線700万円の増額、いずれも事業費の2分の1でございます。続きまして、社会資本整備総合交付金（道整備）、これにつきましては、橋梁長寿命化修繕工事に伴う国の第1号補正の割り当てでございます。1,430万円の増額でございます。これにつきましては補助対象事業費の57.2%でございます。

5目教育費国庫補助金5,537万4,000円でございます。これにつきましても、繰り越しで申しました小・中学校の校内の通信ネットワークの整備事業の補助金でございます。それぞれ補助対象事業費の2分の1でございます。6目商工費国庫補助金713万8,000円の減額でございます。これにつきましては、国の実施するプレミアム商品券の事業費、そして事務費の補助金の減額でございます。事業費の確定見込みより減額をいたすものでございます。

16款、県支出金、1項県負担金、2目民生費負担金でございます。これら全て国庫負担金のところで説明した理由と全く同じでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。2項県補助金、1目総務費県補助金332万6,000円の減額でございます。まず、市町振興支援交付金399万7,000円の減

額、これにつきましては、コミュニティバスの運営事業に係る補助金が399万3,000円の減額、そして従来の赤字路線に対する町の補助金に係る部分の補助が4,000円の減額となっております。ひょうご地域創生交付金67万1,000円の増額でございます。内訳を申し上げます。まず、木造インターンシップ事業に係るものが73万7,000円の増額、町並み環境整備事業ということで、道路の美装化で過疎債を対応したものについて65万7,000円の増額、福本遺跡の保存活用事業でガイダンス施設の整備事業に係り過疎債を対応したものについて19万5,000円の増額、続いて、長谷駅利用促進事業に係る補助金に対しての部分が51万9,000円の増額、続いて、商工費のお仕事ナビの整備事業のシステム導入に係るものが45万3,000円の増額、そして貸し工場による雇用創出事業に係るものが189万円の減額、それらを合わせまして67万1,000円の増額となっております。

続いて、民生費県補助金でございます。754万4,000円の減額でございます、これらにつきましては、それぞれの費目において実績に基づき増額、減額をいたすものでございます。4項農林業費県補助金、1目農業費補助金、そのうち上から2つ目、鳥獣被害防止総合対策事業補助金206万1,000円の減額でございます。これにつきましては、鹿、イノシシの頭数が減ってきたということで、鹿については当初400頭を見込んでおりましたものが225頭、イノシシについては90頭見込んでいたものが77頭ということで減額をいたすものでございます。続いて、それから3つ目でございます。市町振興支援交付金12万1,000円の増額でございます。これにつきましては、有害鳥獣捕獲に係るものでございまして、特にサル監視員に係る補助金の交付の増額でございます。その次、農業次世代人材投資事業補助金150万円の減額でございます。当初3名を見込んでおりましたが、1名減ということで、2名の支出ということで減額をいたすものでございます。農村地域防災減災事業補助金55万円の減額、これにつきましては、ため池に係る諸元調査というところで、これも実績に応じて減額をいたすものでございます。条件不利農地集積奨励事業補助金6万4,000円の増額でございます。これにつきましては、規模拡大の実績により補助対象となったことから追加増額をいたすものでございます。林業費補助金につきましては、それぞれ県民緑税を活用した事業の実績に応じて増減をいたすものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。3項県委託金、それぞれ総務費委託金の選挙費委託金、そして農林業費県委託金で農業費委託金、林業費委託金、それぞれ各事業において実績あるいは実績の見込みの中で減額をいたすものでございます。

18款寄附金400万円の減額でございます。これにつきましては、神河ふるさとづくり応援寄附金ということで当初2,500万円を見込んでおりましたが、2月末の現在の調定におきましては1,938万円というところで、これにつきましては1月末までのそれぞれの調定ということで、あと2月、3月の部分を上乘せするという中で、2,100万円の受け入れということの中で400万円を減額をいたすものでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金2,510万円の減額でございます。それぞれの事業費の確定によりまして歳出の部分でも減額をいたしておりますので、同時に当初で充当をいたしておりますそれぞれの基金を減額をいたすものでございます。これによりまして、元年度末の公共施設維持管理基金の残高は1億3,780万5,000円でございます。

6目財政調整基金繰入金1億1,839万6,000円でございます。これにつきましては、今回の補正の財源調整のために増額をいたすものでございます。これを含めて元年度末残高見込みは10億1,678万6,000円でございます。

7目まちづくり基金繰入金590万円の減額でございます。これにつきましても、事業費の確定により減額をいたすものでございまして、歳出の減額と同時に充当する部分を減額していくものでございます。これによりまして、元年度末の基金の残高は10億4,610万6,000円でございます。

8目ケーブルテレビネットワーク維持基金繰入金410万円の減額でございます。これにつきましても、ケーブルテレビ事業で今回実施をいたしました課金システム等のところでは充当いたしました部分について事業が確定し、歳出で減額をしておりますので、同時に充当する部分を減額ということでございます。それによりまして、元年度末については1億692万9,000円の残高見込みでございます。

続きまして、3項財産区繰入金666万3,000円の減額でございます。これにつきましては、それぞれの5つの財産区の議会議員選挙の精算に伴う受け入れの減額でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。21款諸収入、5項雑入でございます。2,983万円の減額でございます。それぞれ事業確定見込みの中で減額いたすものでございます。8節雑入の中で、まず、2つ目の地球温暖化対策推進事業補助金62万2,000円の減額でございます。これにつきましては、本年度実施をいたしましたカーボン・マネジメント事業の強化事業に係る補助金でございます。内訳を申し上げます。庁舎の本庁舎に係る部分が17万6,000円の減額、神崎フードに係る部分が44万6,000円の減額でございます。

次に、峰山バスチケット売上金293万4,000円の減額でございます。これにつきましては、スキー場のシャトルバスの運行に係るものでございまして、暖冬によりましてスキー場の開設がおくれたということの中から、見込みを見ながら減額をいたすものでございます。

続いて、プレミアム付商品券売上金2,200万円の減額でございます。当初2,200人を予定をしておりましたけども、購入引きかえ券を申請されて交付をいたしましたものが1,100人というところの中で、それに合わず形で減額をいたすものでございます。

続きまして、機構集積協力金過年度分返還金30万円でございます。これにつきましては、農地中間管理事業を活用し経営転換協力金の県交付を受けておりましたが、実際

実施をしてみたところ、その交付要件を満たさなくなったということの中から、交付の部分を返していただくと。それをまた県へ、国へ返すというところの中で返還が必要になったことから、受け入れるものでございます。

2 2 款町債につきましては、先ほど第 3 表で説明をしたとおりでございます。

続いて、1 7 ページ、歳出をお願いいたします。3、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2, 8 2 5 万円の減額でございます。これにつきましては、8 節報償費 1 0 0 万円の減額、1 2 節役務費 2 5 万円の減額、1 3 節委託料 5 0 万円の減額、いずれもふるさとづくり応援寄附金につきまして歳入で減額をいたしておりまして、それに伴い、支出についても減額をいたすものでございまして、それぞれ返礼品の部分、そしてそれを宅配する、そしてふるさと納税の一括の委託料というところで減額をいたすものでございます。2 6 節寄附金 3, 0 0 0 万円の増額でございます。先ほど町長の提案説明にありましたように、神戸大学への追加寄附ということで、昨年引き続き計上をいたすものでございます。

4 目財産管理費でございます。まず、1 3 節委託料 4 9 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましては、支庁舎の空調更新に係る設計監理委託料の減額でございます。1 5 節工事請負費でございます。まず、庁舎等施設改善工事請負費 1, 4 3 3 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。内訳を申し上げます。本庁舎のカーボン・マネジメント事業等に係るものが 1, 0 2 6 万 8, 0 0 0 円の減、そして支庁舎の空調更新に係るものが 4 0 6 万 5, 0 0 0 円の減。そして続いて、喫煙所整備工事請負費 2 0 8 万円の減でございます。2 5 節積立金 4 0 0 万円の減、これにつきましては神河ふるさとづくり応援基金の積み立てということで寄附金を減額をいたしましたので、同時に積立金も減額ということで計上をさせていただいております。

続いて、交通対策費 6 2 0 万円の減額でございます。これにつきましては、事業実績に基づきましてそれぞれ増減をいたすものでございます。

6 目企画費 1, 0 8 6 万円の減額でございます。これにつきましては、1 7 ページから 1 8 ページということで、これらの事業の内訳を申し上げます。まず、国際交流に係る減額が 2 6 3 万 6, 0 0 0 円、地域おこし協力隊の募集に係る部分が 6 1 万円の減額、創業促進事業ということで、創業支援の補助金が 4 0 0 万円の減額、これは当初 3 件見ていたものが、実績として 1 件ということで、2 件分の減額でございます。続いて、空き家お片づけにつきまして 6 1 万 4, 0 0 0 円の減額。地域おこし協力隊起業家支援金ということで、当初 5 人分を見ていたのが結果 2 人の支給ということで、3 人分の減額でございます。

続いて、1 8 ページをお願いいたします。7 目 C A T V 管理運営費 2, 3 3 6 万円の減額でございます。これにつきましては、主に課金システム、そしてケーブルテレビの局舎の工事の契約に基づき、それぞれ実績に応じて減額をいたすものでございます。

8 目諸費 3 0 万円の増額でございます。これにつきましては、雑入のところで申しま

した機構集積協力金過年度分県費返還金ということで、交付金を交付をしていたところから返還を受け、さらに県へ返還をいたすものでございます。

続いて、徴税费 2 1 9 万 6, 0 0 0 円、これにつきましても、それぞれ契約に基づき減額をいたすものでございます。

4 項選挙費、これにつきましては、2 2 ページまでそれぞれ選挙費を減額をいたしておりますけれども、本年度執行した各選挙事務費において精算により減額をいたすものでございます。

それでは、少し飛んで 2 3 ページをお願いいたします。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費でございます。1 9 節負担金、補助及び交付金で 1 0 1 万円の減額でございます。これにつきましては、集落公園整備事業補助金ということで当初申請があり、予算化をしておりました部分で、栗区について少し事情がありまして本年実施ができなかったということから減額をいたすものでございます。

続いて、3 目心身障害者福祉費の中で、1 9 節負担金、補助及び交付金 5 7 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましては、中播福社会管理運営費等補助金の減額でございます。前年度決算における繰越金を充当するという事の中から、各町の負担金を減額をするという連絡があったことから減額をいたすものでございます。そのほかにつきましては、現状、実績に基づき増減をいたすものでございます。

4 目医療助成費につきましても 1, 0 0 6 万 5, 0 0 0 円の減額ということで、事業実績に基づき増減をいたすものでございます。

続きまして、2 項児童福祉費、3 目保育所費でございます。まず、委託料 1 1 1 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。これにつきましては、私立保育所の運営費委託料ということで少し内訳を申し上げます。寺前保育所につきましては、当初見込みよりも加算率が大きくなったということで 1 7 6 万 5, 0 0 0 円の増額、神崎保育園につきましては 4 9 万 1, 0 0 0 円の減額、そして管外、町外でありますけれども、朝来市にあるあわが保育園が 1 5 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。続きまして、1 9 節負担金、補助及び交付金で 7 6 万円の減額でございます。私立施設型給付費負担金ということで、これにつきましては町外の認定こども園 3 園に係る部分でございます。実績により減額でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 1 億 6, 6 5 0 万円の増額でございます。まず、1 9 節負担金、補助及び交付金で 2 億円の増額でございます。これにつきましては、病院への補助金ということで収益的収支、3 条予算への繰り出しということで、資金不足により増額し繰り出すものでございます。続いて 2 4 節投資及び出資金 3, 3 5 0 万円の減額でございます。これにつきましては、病院への出資金で資本的収支、4 条予算への繰り出しの部分で、医療機械の購入に係りますもので、実績によりまして減額をいたすもので、過疎債を充当して繰り出すものでございまして、3, 3 5 0 万円の減額となっております。これらの補正を加えまして、最終的に病院への繰り出しの合計

につきましては、9億7,196万6,000円でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。3項清掃費、1目ごみ処理費311万2,000円の減額でございます。これにつきましては、中播北部の事務組合の負担金、クリーンセンター部分でございまして、これにつきましては3町で計画をいたしております新施設に係るものでございまして、新施設整備基本計画を当初策定する予定でございましたけれども、建設用地の決定がおくれておるために実施をできなかったことから減額をいたすものでございます。

続きまして、し尿処理費でございます。19節負担金、補助及び交付金542万8,000円の減額でございます。これにつきましては、中播衛生施設事務組合負担金で、福崎町にある中播衛生センターのそれぞれの設備点検あるいは整備の入札等の実績により、このたび各町の負担金を減額をするという通知に基づき減額をいたすものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費でございます。これらにつきましては、実績あるいは見込みの中でそれぞれ減額をいたすものでございます。その中で、5目農業施設管理費、そのうち13節委託料のうち管理業務委託料29万円の減額、これにつきましては神崎フードのカーボン・マネジメント事業に係る部分の減額でございます。そして工事請負費の中で神崎フードセンターの施設改修工事費の減額112万5,000円でございます。これにつきましても、空調に係るカーボン・マネジメント事業の減額でございます。その下、観光施設水車公園改修工事請負費60万円の減額、これについてはトイレの改修工事ということで、実績に応じて減額をいたすものでございます。

続いて、25ページをお願いいたします。6目地籍調査費948万5,000円、これにつきましては、補助事業費の確定によるところの減額をいたすものでございます。

続いて、2項林業費、1目林業総務費114万7,000円の減額でございます。これにつきましては、広域基幹林道千ヶ峰・三国岳線の工事負担金で、県への工事費に対する負担金でございまして、県の事業費が確定したことから減額をいたすものでございます。工事費の10%負担でございます。

続きまして、林業振興費3,271万7,000円の減額でございます。これの内訳を申します。まず、県民緑税活用事業というところで1,365万5,000円の減額、そして町単間伐事業の減額ということで1,010万6,000円、そして森林環境譲与税活用事業の拡充森林整備事業ということで、補助金と積立金を合わせまして6万8,000円の増額、環境育林整備ということで、森林100%推進事業について577万5,000円の減額。続いて、治山治水工事補助金で危険木に係るものが54万9,000円の減額、そして林道補修工事等含め林道関係が270万円の減額となつてございます。そのうち25節積立金113万3,000円でございます。これにつきましては、森林環境譲与税基金積立金ということで、本年度実施ができなかったものについて積み立てをするということの中で、元年度末の残高につきましては535万3,000円の積み立てになる見込みでございます。

続いて、26ページをお願いいたします。6款商工費、1項商工費、1目商工振興費2,913万8,000円でございます。これらにつきましては、いずれも国が実施するプレミアム商品券事業の減額でございまして、交付申請等実績を見ながら減額をいたすものでございます。

2目観光振興費148万円の減額でございます。11節需用費78万円の減額、これにつきましては、地域活性化事業におけます実績に基づきそれぞれ減額をいたすものでございます。委託料70万円につきましても、観光案内板設置事業ということで実績に応じ減額をいたすものでございます。

3目大河内高原整備費1,065万5,000円の減額でございます。これにつきましては、まず委託料で峰山高原附帯施設管理委託料332万5,000円の減額、これにつきましては暖冬ということで、除雪経費につきまして当初見込んでおりましたよりも減額する見込みという中で減額をいたすものでございます。14節使用料及び賃借料293万4,000円でございます。これにつきましては、歳入のところで申し上げましたスキー場へのシャトルバスの運行に係る部分で借りに上げについても少なくなるという見込みの中で減額をいたすものでございます。16節原材料費282万6,000円、融雪材料費、これにつきましては暖冬ということで当初見込みよりも減額いたすものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございます。19節負担金、補助及び交付金500万円の減額でございます。これにつきましては、急傾斜地崩壊対策事業負担金で、これも県が実施します事業に対しての負担金でございまして、5%相当分でございます。これにつきましては、岩屋、鍛冶、本村で実施をしております事業費の確定によりまして減額をいたすものでございます。

続いて、27ページをお願いいたします。2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費2,856万円の減額でございます。まず、この暖冬による除雪経費の減でございます。13節委託料470万円、16節原材料費306万円、18節備品購入費20万円、それぞれ暖冬による除雪経費の見込みを減額をいたすものでございます。15節工事請負費2,060万円の減額につきましては、実績に基づき減額をいたすものでございます。

2目道路橋梁改良費、道路橋梁新設改良費4,300万円の増額でございます。これにつきましては内訳を申し上げます。町道神崎・市川線300万円の減額、内訳を申し上げます。当初現年分950万円の減額、国の第1号補正分650万円の増額、うち補助対象経費が600万円。続きまして、町道神崎・市川支線600万円の増額、当初現年分450万円の減額、国の第1号補正分1,050万円の増額、うち補助対象経費1,000万円。続いて、町道水走り中河原線1,450万円の増額、これにつきましては国の第1号補正の部分でございます。補助対象経費1,400万円、橋梁長寿命化修繕事業に係るものが2,550万円の増額、当初現年分が50万円の減額、国の補正が2,600万円の増額、以上の内訳となっております。

続いて、3項河川費900万円の減額でございます。これにつきましては、河川改修事業の実績に基づき減額をいたすものでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費でございます。19節負担金、補助及び交付金624万3,000円の減額でございます。それぞれ若者向け世帯への家賃補助、住宅取得支援補助の実績に応じて減額をいたしております。また、ひょうご住まいの耐震化促進事業については、申請実績がないことから減額をいたすものでございます。

続いて、8款消防費、1目常備消防費756万5,000円の増額でございます。これにつきましては、姫路市消防局消防事務委託料でございます。姫路市消防局から本年度の決算見込みによりまして追加負担を求められたことから増額をいたすものでございます。

続きまして、28ページをお開きください。3目消防施設費256万9,000円の減額でございます。まず、15節工事請負費208万6,000円でございます。防火水槽設置工事請負費で、これにつきましては岩屋区の耐震貯水槽に係るもので、入札結果に応じて減額をいたすものでございます。18節備品購入費48万3,000円につきましては、本団の消防指令車の購入に係るもので、これも契約に基づき減額をいたすものでございます。

災害対策費291万3,000円の減額、これにつきましては防災行政無線に係る個別アンテナ等の委託料、そして地域防災計画の中の業務継続計画策定に係る実績に応じて減額をいたすものでございます。

9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費でございます。15節工事請負費7,857万9,000円の増額でございます。まず、学校施設整備工事請負費222万5,000円の減額でございます。これにつきましては、神崎小学校の体育館の屋根防水工事、これの実績に応じて減額をいたすものでございます。続いて、校内通信ネットワーク工事請負費、繰越明許で申しましたとおり、本年度繰り越しをして実施をするという部分の増額でございます。8,080万4,000円でございます。

3項中学校費、1目中学校管理費でございます。15節工事請負費2,943万9,000円の増額でございます。まず、学校施設整備工事請負費420万9,000円の減額でございます。これにつきましては、体育館の軒天井の張りかえ工事ほかにつきましては、実績に応じて減額をいたすものでございます。それと、これも繰越明許で申しました校内通信ネットワーク工事に係るもので、3,364万8,000円の増額でございます。繰り越しをして実施するというものでございます。

続いて、29ページをお願いいたします。5項社会教育費、1項社会教育総務費461万6,000円の減額でございます。これにつきましては、いずれも文化財関係の経費の減額でございます。まず、14節使用料及び賃借料、自動車借り上げ料16万円の減額、これにつきましては歴史ウオークに係るバスの借り上げ料でございます。実績により減額をいたすものでございます。続いて、土地使用料45万6,000円の減額でござ

ざいます。これにつきましては、福本遺跡の見学者用に駐車場用地として借り上げるべく予定をしておりましたが、実際的には契約が困難な状況となったことから、今回減額をいたすものでございます。15節工事請負費300万円の減額、福本遺跡整備工事請負費で、トイレを含むガイダンス施設の工事につきまして、実績見込みの中で減額をいたすものでございます。19節負担金、補助及び交付金100万円の減額、町指定文化財保護補助金ということで、これにつきましては現在、申請がないということから、減額をいたすものでございます。

続きまして、6項保健体育費、2目体育施設管理費200万円の減額でございます。これにつきましては、修繕料ということで町民温水プールに係る修繕料でございます、暖冬という影響で冷え込みが非常に少ないことから、チラー等の修繕料含め少し余ってくる見込みという中で減額をいたすものでございます。

3目学校給食費140万円の減額でございます。本年度予定していました工事实績によりまして、それぞれ設計委託、工事費につきまして減額をいたすものでございます。

最後に、10款公債費でございます。公債費の中のその他の充当を見てください。313万9,000円の減額で、一般財源に振りかえがされております。これにつきましては、当初町営住宅使用料につきまして公債費に充当をしておりましたが、今回の補正で減額になったことから、充当振りかえという形の中で補正予算書の中で出てきておりますので、説明をさせていただきました。

続きまして、30ページ以降、30ページから32ページにつきましては、給与費明細書でございます。そして最後、33ページは、先ほど説明をさせていただきました地方債補正の内訳資料ということになってございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第19 第15号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第15号議案、令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第15号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、決算見込みによる保険税の減額で、保険税総額で941万

3,000円の減額、医療費増額に伴う県支出金7,643万7,000円の増額、基金繰越金162万円の増額が主なものでございます。

歳出では、決算見込みによる医療費の増額により保険給付費7,643万7,000円の増額、財政調整基金積立金754万4,000円の減額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,889万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,453万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第20 第16号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第16号議案、令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第16号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、決算見込みによる保険料の減額で、保険料総額で46万3,000円の減額。歳出では、歳入での保険料減額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の現年度分保険料等負担金46万3,000円の減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,557万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第21 第17号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第17号議案、令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第17号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、介護サービス給付費等諸費及び地域支援事業費減に伴う国・県等の負担金及び補助金並びに交付金の減額、介護サービス給付費減に伴う他会計繰入金の減額、低所得者介護保険料軽減に伴う他会計繰入金の増額、国・県等の負担金及び補助金並びに交付金の減額に伴う基金繰入金の減額が主なものでございます。

歳出では、決算見込みによる介護サービス給付費等諸費及び地域支援事業費の減額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ578万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,179万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第22 第18号議案

○議長（安部 重助君） 日程第22、第18号議案、令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第18号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、決算見込みによるもので、歳入では、使用料及び手数料が1,711万3,000円の増額で、建設残土砂等搬入量が、当初見込みの4,000トンから年度末見込みで1万4,500トンと見込まれたためでございます。

また、使用料収入の増額により、基金からの繰り入れが不要になったため、財政調整基金繰入金412万8,000円を減額いたします。

歳出では、委託料215万円の増額で、搬入量の増に伴い、押し土作業等の管理業務の増でございます。使用料及び賃借料は23万1,000円の増額で、搬入量増に伴う住石山陽採石株式会社の橋梁使用料の増でございます。

基金積立金は1,060万4,000円の増額で、搬入量による増のうち、余剰金額を積み立てるものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,298万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,069万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第23 第19号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第19号議案、令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第19号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入の予定額で、営業収益では、事業所等加入金の増額により113万4,000円の増額。営業外収益では、長期前受け金戻入により356万9,000円の増額。収益的支出の営業費用では、減価償却費、固定資産除却費が確定したことにより、710万6,000円の増額。予備費で240万3,000円の減額。これらにより、水道事業収益及び費用、それぞれ4億3,989万3,000円といたします。

次に、予算第4条の資本的収入の予定額で、簡易水道統合整備事業等の事業費確定により4,435万円の減額、資本的支出では、建設改良費の補正で、工事費の確定により5,931万4,000円の減額。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,971万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

真弓上下水道課長。

○上下水道課長（真弓 俊英君） 上下水道課の真弓でございます。第19号議案、令和元年度水道事業会計補正予算の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

補正予算実施計画の収益的収入及び支出で御説明いたします。それでは、3ページをお願いいたします。収益的収入でございます。1款1項3目その他営業収益で、雑収益

では、事業所等の新規加入金の増により113万4,000円の増額でございます。

2項4目長期前受け金戻入は、固定資産除却に伴う長期前受け金の国・県補助金の収益化分として356万9,000円の増額でございます。

4ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款1項1目原水及び浄水費の委託料等で220万円の減額。

5目減価償却費は、減価償却費が確定したことにより694万4,000円の減額でございます。

6目資産減耗費は、令和元年度除却の固定資産が確定したことにより、1,625万円の増額でございます。

4項1目予備費は、240万3,000円の減額でございます。

5ページをお願いいたします。資本的収入でございます。事業費確定による企業債等で4,435万円の減額でございます。

6ページをお願いいたします。資本的支出でございます。1款1項2目施設費は、工事費の確定により5,931万4,000円減額しております。7ページにはキャッシュフロー計算書。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第24 第20号議案

○議長（安部 重助君） 日程第24、第20号議案、令和元年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第20号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度公立神河総合病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、入院外来とも患者数が減少し経営状況が悪化していることから、経営の安定化を図るため一般会計からの繰入金を2億円追加し、3条予算における繰入金の総額を6億円とするものでございます。

また、4条予算では、医療器械等の購入において入札減などにより、器械備品購入費を6,700万円減額し、これに伴う企業債及び一般会計出資金（過疎債分）を、それぞれ3,350万円減額するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。それでは、第20号議案の詳細説明をさせていただきます。

まず、3ページをごらんいただきたいと思います。3条予算におきまして、補正予算（第1号）におきまして一般会計からの繰入金、他会計負担金につきましては4億円といたしております。本年度入院、外来とも患者数の伸びが悪いことによる収益の伸び悩み、費用面では人件費の増、高額な医療機器を購入していることによる減価償却費の増、企業債の利子がふえていることが要因でございます。そこで、今回医業収益の入院収益で1億2,380万円、外来収益で7,620万円の合計2億円を減額し、繰入金において2億円を追加するものでございます。

次に、4ページから5ページをごらんください。4条予算でございます。5ページの資本的支出の医療機器の購入において、補正予算（第1号）で予算1億9,700万円といたしておりましたが、入札減や購入を取りやめたことにより、購入予定額が1億3,000万円になることから、6,700万円を減額いたしました。これに伴い、4ページの資本的収入におきまして、医療機器購入事業債を3,350万円、一般会計出資金の過疎債分を3,350万円減額するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ございませんか。異議なしですか、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決定しました。

日程第25 第21号議案から第33号議案

○議長（安部 重助君） 日程第25、第21号議案から第33号議案、令和2年度各会計予算を一括議題とします。

町長の所信表明並びに第21号議案、令和2年度神河町一般会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、令和2年度の予算並びに諸議案の御審議にあわせて、

町政に対する所信の一端をここに申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和2年度の予算説明書をごらんいただきたいと思います。

新年度を迎えるに当たりまして、改めまして、これまでの町政課題への諸施策の取り組みに対し、町民の皆様を初め、職員、議員各位、そして各方面の皆様の絶大なる御理解、御協力を賜り、進めてこられましたことに心より感謝申し上げます。

新年度につきましても、私の3期目の基本政策である、1つ、安心して暮らせるまちづくり、2つ、みんなが活躍できるまちづくり、3つ、未来に希望が持てるまちづくり、4つ、越知川名水・銀の馬車道・高原の3つのエリアを中心とした事業推進を基本に、特に若者定住、教育・子育て環境には力を注いでまいりますので、引き続き、皆様方の御指導、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、国の動向についてでございますが、現在の我が国の経済は、長期にわたる回復を維持させております。また、雇用・所得環境も改善し、2000年代半ばと比べて景況感の地域間のばらつきも小さくなっているなど、地方における経済は厳しいながらも好循環の前向きな動きが生まれ始めており、今後においても緩やかな回復が続くことが期待されております。

そのような経済情勢の中、取りまとめられた令和2年度の国の予算案は、高度化や幼児教育・保育、高等教育の無償化などの影響で社会保障関係費が膨らむなど、対前年度比1.2%増の102兆6,580億円と過去最高を更新しております。

予算案と同時に決まった地方財政対策の計画額は、対前年度比1.3%増の90兆7,400億円であり、一般財源の総額は、地方団体が人づくり革命や地域社会の維持再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう財源が措置されたことにより、対前年度比1.2%増の63兆4,318億円と11年連続の増加で過去最大となっております。そのうち地方交付税の総額は、対前年度比2.5%増の16兆5,882億円が確保されました。

去る1月21日の安倍内閣の施政方針演説において、今ここから日本の令和の新しい時代を切り開いていくべく、復興五輪、地方創生、成長戦略、一億総活躍社会、外交・安全保障が示されました。また、国の形を語るもの、憲法については、それを示すのは国会議員の責任であり、憲法審査会の場で議論を深め、新しい日本をつくるためスタートを切ろうと決意を表明されました。

いずれにしましても、日本国民誰もが安心して暮らせる方向性が示されるよう、今後も大いにその実行力、リーダーシップに期待するところであります。

しかし、昨年12月、中国の武漢市で第1例目の新型コロナウイルス感染者が報告され、その後、驚異的な勢いで感染拡大している影響で、中国での景況感を示す指数は、分岐点と言われる50に対して、リーマンショック直後の2008年11月を下回る35.7と過去最低を記録しており、日本のみならず世界経済への影響が今後懸念されると

ころでございます。

神河町の財政状況について申し述べます。神河町の財政状況ですが、平成30年度決算において、財政の健全性を示す健全化判断比率のうち、実質公債費比率については平成29年度から2年連続で0.3ポイント上昇し16.3%、財政構造の弾力性を示す経常収支比率においても1.7ポイント上昇し95.0%となりました。両比率とも依然として類似団体より高い水準で推移し、一般財源が減少していく中で年々上昇幅が大きくなっており、一段と財政に余裕がなくなっています。特に、実質公債費比率は、25年度決算ベースの平成26年度に18%未満となって以降、この2年間で徐々に上昇してきており、今後はますます合併特例債や過疎債の元金償還額が増額することから、比率は令和11年以降17%を超え、18%に近づく見通しとなっています。

さらに、一般会計の財政調整基金の年度末残高は12億3,873万5,000円で、前年度末残高から4億678万2,000円の減少、平成28年度末残高から約6.5億円の減少と、この2年で急激に財政基盤が脆弱化しています。

今後を見通しても、国勢調査による人口がますます減少していくことなどにより、町税、普通交付税を初めとした一般財源収入額が確実に減少していくことから、現状の予算総額、そして一般財源額を確実に縮小し、安定した財政運営に必要な財源確保を図り、健全な財政環境に改善していかなければなりません。

現在、標準財政規模50億円のほぼ倍と大きく膨れ上がった予算総額を財政の健全化が図られた平成25年度の歳出決算額ベース程度までに縮小していくこととあわせて、財政調整基金に頼らない予算編成を基本に据え、安定した持続可能な財政運営を確立していきたいと考えております。

町政運営の基本方針についてでございます。

令和2年度の町政運営につきましては、第2次神河町長期総合計画の基本構想及び前期基本計画の内容を踏まえ、また、地域創生総合戦略、辺地に係る総合整備計画、過疎地域自立促進計画に基づく各種事業のさらなる進展を最優先に、特に、1つ、安全・安心のまちづくり、2つ、交流から関係、そして定住へ、3つ、教育・子育て環境の充実、4つ、山林・農地の活用による雇用創出の推進に全力で取り組んでまいります。

また、第2次神河町行財政改革大綱の基本である、将来にわたって存続可能な神河町をつくり上げるため、次年度以降の予算総額の縮小と財政負担の平準化に向け、今後の施設維持管理の方針を示した神河町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の更新、統廃合による適正配置に係る協議を地域住民の皆さんに十分な説明と、御意見を伺いながら進めてまいります。

町長就任以来、私が基本としております町民の皆様一人一人の意見などを大切にし、町政に反映させ、よいまちづくりをすることで、町民の皆様常に町政に関心を持っていただくとともに、私たちこそがまちづくりの担い手であるという意識を持っていただけるよう努めてまいります。

そして、引き続き、「ハートがふれあう住民自治のまち」の実現に向けて、「ハートが安らぐまちづくり」、「ハートが賑わうまちづくり」、「ハートが繋がるまちづくり」を基本とし、「大好き！私たちの町かみかわ」を合い言葉に、町民の皆様とともに、取り組んでまいります。

次に、予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

令和2年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度比7億6,500万円、8.5%減の82億1,500万円の予算案を編成いたしました。

歳出につきましては、これまで実施してきました教育・子育て・若者定住策を中心に子育て世代への支援、加えて高齢者福祉を初め、地域経済の活性化、町民の安全・安心のためのさまざまな事業予算など、引き続き町民生活に必要な行政サービスの経費については、確実に予算を計上したところでございます。

引き続き、第2期の神河町地域創生事業を初め、辺地総合整備計画に基づく辺地対策事業費の計上及び過疎地域自立促進計画の施策については効率的な財源充当のもと計画的に実施可能なものを事業化し反映しながら、予算総額の縮小を図ったところであります。また、区からの要望事業予算も引き続き計上いたしました。

歳入につきましては、町税、普通交付税ともに令和元年度決算見込み額を基本に見込んでおりますが、不足する一般財源については、基金の繰入金や地方債などにより、財源確保を行ったところでございます。

本予算の執行に当たりましては、効果的・効率的な予算の執行及び管理に努めてまいります。

次に、主要施策の取り組みについてでございますが、これから審議いただきます令和2年度当初予算案は、別冊のとおりでございますが、ここでは最重要施策の神河町地域創生事業と第2次神河町長期総合計画の6つの基本目標に沿ってその主な概要を説明いたします。

まずは、最重点施策の神河町地域創生事業でございます。

神河町の地域創生につきましては、本年3月に第1期総合戦略が終了いたします。その取り組みの成果を検証したところ、若者世帯向けの各種住宅施策や移住定住施策、子育て支援施策などにより一定の成果は上がっているものの、20歳から30歳代の女性の減少は続いており、また、出生数80人の達成にも届かない状況であり、人口減少によるコミュニティ活力の低下や、企業の人手不足などさまざまな影響が出てきているのが現状でございます。その検証で明らかとなった課題の解消を含め、第1期の4つの基本項目、1つ、「豊かな自然を活かし、安定したしごとを創造する」、2つ、「地域の魅力を高め、交流から関係、そして定住へとつなげる」、3つ、「希望をもって結婚・出産・子育てできる社会を実現する」、4つ、「安心して過ごせる豊かな暮らしを創造する」を継承しながら、現在策定中の第2期神河町地域創生総合戦略により、引き続き、切れ目のない施策を展開してまいります。

その基本的な取り組み方向につきまして、基本項目に沿って御説明いたします。

第1、「豊かな自然を活かし、安定したしごとを創造する」では、本町の地域特性である、清流や高原といった豊かな自然環境、大都市からもアクセス良好な優位性を生かし、これまで町の発展を支えてきた、農林業や商工業の維持・発展・強化を図るとともに、魅力ある観光地づくりや地域ブランドの確立、さらには新規創業の支援等による新産業の創造に努めます。また、引き続き地域特性を生かした企業誘致を進めるとともに、リーダー・キーマンとなる起業する人の発掘・誘致を進めます。

数値目標KPIは、新規就業者数とし、目標値（令和2年から6年度の累計）は100人を設定しております。

第2、「地域の魅力を高め、交流から関係、そして定住へとつなげる」では、本町のすぐれた自然環境や先人の歩みなど、地域の歴史・文化や魅力を積極的に町内の子供たちに伝え、地域愛の醸成に努め、将来のUターンを誘導します。また、観光で来訪される方はもちろん、本町での勤務や滞在、大学連携や木造インターンシップ事業、田舎暮らし体験など、さまざまな地域づくり活動へ参加される方に向け、町の魅力を伝え、関係人口として、繰り返し来訪したいという関係に発展するよう努めます。また、UJIターン者はもちろん、全ての人が、神河町に住んでみたい、住んでよかったと思えるような居住環境の形成・まちづくりを進めていきます。

数値目標KPIは、二十以上の社会移動の均衡とし、令和元年のマイナス80人に対し、目標値（令和6年）をゼロ人に設定しております。

第3、「希望をもって結婚・出産・子育てできる社会を実現する」では、依然として人口減少が続いていることから、第1期総合戦略に引き続き、結婚・出産・子育てできる環境を充実してまいります。また、特に就労と子育てが両立できる環境整備のため、保育士の確保や一時預かりサービスを充実させるとともに、病児・病後児保育サービスなど安心して子育てできる環境整備に努めていきます。

数値目標KPIは、出生数とし、令和元年の54人に対し、目標値（令和6年）80人に設定しております。

第4、「安心して過ごせる豊かな暮らしを創造する」では、高齢化・過疎化が進行する中、病院や買い物など日常生活における移動手段や、災害への備えなどの生活環境確保が課題となっています。このため、地域協議会の設置、新たな拠点づくりなどにより、高齢者や子供たちが触れ合い、安心して生きがいのある暮らしを続けられる地域づくりや、防災リーダーの育成、病院ドクター等の地域巡回講座の開催など、安全で、安心できる暮らしを創造します。

数値目標KPIは、神河町に住んでよかった、生まれてよかったと感じる住民の割合とし、平成30年度アンケート74%に対し、目標値（令和5年度アンケート）を80%にしております。

次に、第2次神河町長期総合計画の基本目標、6本の柱についてでございます。

まず、1つ目の「ハートが安らぐまちづくり」での第1は、「郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる」（子育て、教育、生涯学習・スポーツ、歴史・文化）でございます。

本町の出生数は、平成27年と28年においてそれぞれ70人、71人と2年間にわたり一時増加傾向となったものの、それ以降減少傾向に転じ、平成30年では57人、平成31年1月から令和元年12月は54人という状況となっており、まさに危機的な状況と言わざるを得ません。これまでの支援策を総括することにより、より効果的な施策を見きわめながら、安心して子供を産み、楽しく子育てができる環境づくりを町と関係者間の連携・協力のもと、強力に進めてまいります。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的なサポートでは、子育て世代包括支援センターでのワンストップ窓口における、切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

病児・病後児保育につきましては、公立神崎総合病院内に神崎郡3町による施設整備を行い、病院とも連携し、来年1月の開始を目指し取り組んでまいります。

健やかに子供が育つ保育所や幼稚園での幼児教育につきましては、現在、保護者アンケートをもとに幼児期の教育・保育の一体的な提供や養育支援等を総合的に推進していくため、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しております。国の施策である幼児教育・保育の無償化の確実な実施とあわせ、引き続きニーズに応じた質の高い保育や教育の提供に努めるとともに、保育士の確保等、受け入れ態勢の充実を図ってまいります。

学校教育につきましては、神河町総合教育会議で示された教育の方向性並びに第2期かみかわ教育創造プラン（平成28年から32年度）の基本理念「ふるさとを愛し ところ豊かで 自立した 神河の人づくり」を基本に、神河町の将来のまちづくりを担う子供が安心して快適に学べる学校施設の整備や、いじめ・不登校等への問題に対応するためのスクールソーシャルワーカー配置事業など、よりよい教育環境の充実に努め、誰もが行きたくなる学校づくりの推進を図るとともに、ふるさと郷土への愛着と誇りを持った心豊かな人材を育ててまいります。あわせて、かみかわ教育創造プランの更新を行い、新たなプランを策定してまいります。

また、新たな国の施策、GIGAスクール構想の実現に向け、小・中学校において令和元年度3月補正予算とあわせ、学校通信ネットワーク環境整備に取り組んでまいります。

学校の適正規模・適正配置につきましては、小規模校である越知谷と長谷の2小学校・幼稚園の今後の統合を含めた方向性について、地域・PTA・学校・行政を交えた考える会等での協議を継続してまいります。まず、越知谷小学校・幼稚園は、本年4月1日から神崎小学校・幼稚園へ統合となります。次に、長谷小学校はPTAを中心にアンケート調査などを実施しながら今後も協議・検討をしていくこととしております。

なお、長谷幼稚園は、引き続き休園の見込みとなっております。

小学校における教科学習の推進につきましては、本年4月から本格実施される英語教

育の授業時間の拡大には、ALTや外部指導員を活用しながら、教育水準の確保と担任教諭の指導力向上にしっかり対応してまいります。

地域創生事業での村・地域・町を守ろう教育の一環として取り組んできました日本一の学校づくりにつきましては、「かみかわっ子」ふるさと育成事業とし、神河町の自然を生かした峰山高原スキー場でのスキー体験活動や各学校における特色ある事業（地域住民との交流など）を通してふるさと意識の醸成に取り組んでまいります。

学校給食につきましては、地産地消のもと地域の食材を活用し、定められた栄養摂取基準（カロリー）を確保するとともに、栄養バランスのとれた安全・安心な食事を提供してまいります。

神河町の将来を担う青少年の健全育成では、青少年補導委員会を中心に関係機関の連携協力のもと行っている補導及び防犯のパトロールにつきまして、防犯パトロール車、青パト3台を有効活用しながら、その活動の充実・強化を図ってまいります。

神河町の文化財を活用した地域づくりの推進につきましては、先人の残した貴重な文化財の保存・普及・活用のため作成した神河町文化財保存活用地域計画が兵庫県で最初に文化庁の認定を受けたことを踏まえ、地域総がかりで保存活用と次世代への継承を図ってまいります。特に、福本遺跡については保存管理を行いながら国指定へ向け取り組むとともに、町史編さん作業にも着手してまいります。

生涯教育や芸術・文化の振興につきましては、公民館を拠点に神河シニアカレッジや公民館教室において、要望やニーズに沿った教室を設け、引き続き学習機会を提供していくとともに、一般公演についても町民の皆様喜んでもらえる内容を検討しながら開催してまいります。

社会教育・社会体育施設につきましては、重複する施設の統廃合についても検討を進めながら、その間、各施設の運営に支障を来さないよう配慮しながら、町民の皆様にごろからの健康づくりに利用していただけるよう適切な維持管理に努め、さらには、各種教室やスポーツ大会の開催を通して、スポーツの振興にも取り組んでまいります。また、ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催において、本町で実施されるオリエンタリング競技の準備をしっかりと進め、あわせて競技の普及にも努めてまいります。

第2は、「安心して暮らせる環境をつくる」（地域福祉、高齢者福祉・介護、障害者福祉、健康・医療）でございます。

本町においては、人口減少と少子化の影響により高齢化が進み、令和2年1月末時点において65歳以上の人口は4,077人で、総人口に占める割合は前年比0.8ポイント増の36.2%に達し、3年後にピークを迎えると推測されることから、他市町に比べ一段と早いペースで超高齢化社会が進行しております。引き続き、何歳になっても元気で暮らせるよう地域住民との連携・支え合いを基本とした福祉・保健・医療の充実を図りながら、健康長寿のまちづくり、そして、誰もが安全・安心を感じられる地域社会の実

現に向けた各種の施策を実施してまいります。

支庁舎での総合窓口サービスにつきましては、住民の皆様のニーズを見きわめながら、必要とされるサービスについてはしっかりと維持し、また、保健福祉サービスにつきましては、より一層、町民の皆様に満足していただけるように充実を図ってまいります。

高齢者の暮らしを支えるための取り組みにつきましては、介護予防教室の開催、老人クラブ活動・地域住民グループ活動への支援、人生いきいき住宅助成事業などの施策を継続して実施してまいります。また、認知症の方を初め、障害のある方、妊婦の方など、誰でも安心して気軽に立ち寄れる場として、公立神崎総合病院の新北館1階の多目的スペースを利用しての集いの場を本年5月にオープンし、週1回から2回、認知症カフェや集いの場サロンなどを開催してまいります。

国民健康保険事業につきましては、より一層の健全な運営を図りながら、国民健康保険被保険者の健康を保持・増進するためのより効果的な保険事業に取り組んでまいります。

介護保険制度における介護予防・生活支援につきましては、引き続き総合事業の取り組みの中で、援護を要する方のニーズを把握しながら、介護予防・生活支援サービスを提供するとともに、認知症高齢者に対する地域での見守りや相談等にしっかりと取り組んでまいります。社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーター業務での地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けて、生活支援協議体の未設置の区へ引き続き設置に向けた働きかけを積極的に進めてまいります。

介護従事者の確保対策として、外国人雇用の可能性調査も継続して行うとともに、国際交流事業も積極的に進めてまいります。

地域包括ケアシステムの推進につきましては、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、引き続き、在宅医療・介護連携推進協議会における3つの部会で協議、検討した具体策を段階的に実施してまいります。また、神崎郡内3町と神崎郡医師会の連携による在宅医療・介護連携支援センターを公立神崎総合病院に設置し、引き続き、社会福祉士1名を配置し事業を展開してまいります。

障害者福祉の取り組みにつきましては、現在の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の更新を行うとともに、個々のニーズに対応した自立支援給付や地域生活支援等の福祉サービスを提供してまいります。また、町社会福祉協議会により障害者の活動や交流拠点施設として、ゆめ花館と集いの場の整備、そして民間事業者による施設整備への支援等、適切なサービスの利用を進めてまいります。

福祉医療の充実につきましては、引き続き、高校生等までの医療費を無償化し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、広域連合と連携しながら、適正な実施に努めてまいります。

町民の皆様の健やかな生活を支える保健・医療の取り組みにつきましては、公立神崎総合病院と連携しながら、町民みずからの自主的な健康づくりに取り組む意識の形成を図り、町が実施する健康づくりポイント事業や健診への参加者の増加を図ってまいります。町ぐるみ健診（特定基本健診）においては、個々の健康状態を把握するとともに、がん検診等によるがんや特定疾病の早期発見、早期治療につなげ、住民の皆様の健康保持・増進を図ってまいります。

公立神崎総合病院につきましては、完成した新北館を拠点に、地域の医療を担う中核病院として、引き続き、医療体制、特に医師確保に努めるとともに、新たに導入した医療機器の活用や医師間の連携を深めることで、診療機能の質的向上を図ってまいります。また、中期経営計画、公立神崎総合病院改革プランに基づき、患者の皆様のニーズに応えられる病院づくりのため、喫緊の課題である健全経営に向け、経営形態の見直しの検討委員会を設置し、危機意識を共有しながら病院と行政が一体となって、経営改善・改革に本腰を入れて取り組んでまいります。

第3は、「美しく安全なまちを築く」（自然環境・地域景観、生活環境、地域情報基盤、防災、防犯・交通安全）でございます。

神河町の恵まれた美しい山・川・田畑の自然環境、そしてそこに住む人々の地域や生活などあらゆる環境の保全、活用を図ってまいります。特に、森林の保全につきましては、県民緑税活用事業とともに、森林環境譲与税を財源とした森林の整備に引き続きしっかりと取り組んでまいります。

ごみ処理につきましては、現在、次期ごみ処理施設の整備について、建設候補地を応募のあった福崎町田口区に決定し、その周辺地区を含め説明を行いながら進めてきましたが、さまざまな要因から断念せざるを得ない状況となりました。引き続き、新たな候補地を選定し進めていく予定になっております。

また、生ごみの減量化については、生ごみ減量協議会を中心に減量に向けた対策に取り組んでまいります。あわせて、コンポスト導入による生ごみ減量への啓発・周知を図りながら、収集ごみの減量化を推進してまいります。

集落に点在している老朽化した危険な空き家等の除去・修繕等につきましては、国、県の補助金を活用しながら、危険家屋等の解消に努めてまいります。また、神河町空家等対策協議会を中心にその対策に向けて取り組んでまいります。

水道事業につきましては、経営戦略に基づいた施設の管理運営に取り組んでいくとともに、老朽化した管路の耐震化を引き続き実施してまいります。

下水道につきましては、経営戦略に基づいた施設の管理運営に取り組んでいくとともに、施設の効率化と維持管理コストの削減を目的とした施設の統廃合・長寿命化について、その計画を地元住民へ説明を行い、推進してまいります。

神河町のCATV、高速インターネットにつきましては、昨年4月より指定管理委託及びIRU契約にて民間事業者によりサービスの提供、行政の情報発信を行っており、

引き続き、サービスの充実と適切な管理運営に努めてまいります。

消防・防災につきましては、近年、各地で多発している大規模な自然災害に備え、総合的な防災対策の基本である神河町地域防災計画を本年度新たに現状に即したものに更新いたします。また、地域の防災力を高めるとともに、災害警戒態勢の強化を図り、あわせて災害ごみの処分地の選定についても行ってまいります。河川水位の監視強化のための水位計の更新と監視カメラの設置については財源確保を優先に、財源確保ができてから実施することとしております。

また、地域防災のかなめとして町民の生命と財産を守るという大きな使命を担っている消防団のさらなる防火・防災体制を強化していくとともに、初期消火活動に必要な消防施設設備の整備や、消防団員が安心して活動できるための装備備品の充実を進め、あわせて団員の確保に努めてまいります。

現在、運用中の防災行政無線につきましては、迅速で正確な情報伝達に努めるとともに、電波の受信が弱い地域の解消に当たってまいります。

地域における夜間の防犯対策につきましては、町の基本施策である温室効果ガスCO₂削減にもつながることから、各区の防犯灯のLED化を進めており、引き続きLED電球への切りかえに係る補助金を予算化するとともに、犯罪の抑止・防止に努めてまいります。また、幹線町道の町管理街路灯のLED化及び幹線道路沿いの町防犯カメラの設置については、本年度での完了に向け進めてまいります。

住民生活道路である町道の除雪につきましては、除雪車両の5台の配備を行いながら、緊急時の出動への協力や連携の体制整備を図り、凍結防止も含め、今後の積雪にしっかりと備えてまいります。

次に、2つ目の「ハートが賑わうまちづくり」での、第4は、「人が行き交い、出会うまちを創造する」（土地利用、道路・交通、交流、定住促進）でございます。

第1期の総合戦略の検証のとおり、人口減少が続いている本町にとって、地域の活力維持が最大の課題となっており、現在、神河町に住んでいる若年層の町外流出がそのまま続くと、地域コミュニティの崩壊・消滅につながっていくおそれがあります。若者の流出を食いとめる上で、町内で安心して結婚し、住居を設け、住み続けていただくために、これまで強力に推進してきました若者定住施策の継続とあわせ、新たな事業への転換を模索しながら、若者定住への支援を引き続き実施してまいります。

一方、現在、神河町に長年住み続けておられる住民の皆様につきましても、今後も引き続き、神河町に住み続けてよかったとだけいただけるような施策展開、サービス提供にも努めてまいります。中でも、住宅環境の整備や公共交通、そして道路・橋梁のインフラの基盤整備は重要な課題でありますので、それらの施設・設備の改修や適切な維持管理により一層努めてまいります。また、個人財産の保護や経済活動をより促進させるため、町全域において地籍調査を継続して実施してまいります。

公共交通につきましては、町民の移動手段であるコミュニティバス運営において、高

齢者や障害者等に優しく、利用しやすい運行形態への見直しを協議しているところでありますが、本年度、乗り合い運行の社会実験を行い、検証の上、事業展開を図ってまいります。

J Rに関しましては、J R播但線利用者の利便性向上のため、J Rへの要望活動を強めてまいりました。今まで寺前駅で長谷駅を通過していた夜19時台の列車について、本年3月のダイヤ改正において、1便ではございますが、生野発19時3分の列車が長谷駅19時12分に停車することとなりました。引き続き、長谷駅通過問題の解消を目指し、長谷地域住民が一体となり策定された長谷駅利用促進計画に基づいた事業展開への支援を行ってまいります。

道路につきましては、町民生活の安全確保、区要望も含め、過疎対策事業債等を活用し、確実に進めてまいります。特に、町道作畑・新田線は辺地対策事業債の活用を基本に早期完成に向け全力で取り組んでまいります。

橋梁につきましては、引き続き、長寿命化修繕計画に基づいて修繕工事を着実に実施してまいります。

住宅施策につきましては、マスタープランを基本に取り組んでまいります。また、クラインガルテンカクレ畑の分譲につきましては、紹介者への報奨金制度を大いに活用する中で早期完売に向けて販売促進を図ってまいります。

第5は、「魅力と活力の産業を育てる」（農林水産業、商工業、観光）でございます。本町の豊かな自然や地域資源を生かした農林業・商工業の連携による6次産業化の推進による雇用の創出、そして収量アップにつながる農業の実現による農業再生に向け、全力を注いでまいります。

仕事づくりにつきましては、起業や創業に対する支援、企業誘致の推進による働き場所の確保、新たなかみかわブランドの発掘やそのPRなどを引き続き展開してまいります。また、スキー場峰山高原リゾートホワイトピーク及びグリーンピーク、また、道の駅「銀の馬車道・神河」を拠点に、町内観光施設へのさらなる誘導、波及効果の拡大に向け、観光協会、商工会を初め、日本遺産「銀の馬車道 鉱石の道」の沿線自治体と連携しながら取り組んでまいります。また、かみかわお仕事ナビにより町商工会、ハローワークと連携しながら就労支援行ってまいります。

農業につきましては、町農業委員会と神河町地域農業再生協議会とが協調しながら、農業の活性化と再生に引き続き力を注いでまいります。また、神河アグリノベーション事業の継続推進、主食米以外の生産拡大や新規就農者・農業経営法人化への支援、人・農地プラン策定への支援、米安全確保対策、あわせて有害鳥獣である猿・鹿・イノシシの捕獲対策の一層の強化を図りながら、安全で良質な農産物の生産拡大並びに農地保全の取り組みを引き続き積極的に展開してまいります。

林業の活性化と再生につきましては、森林管理100%事業による計画的な搬出間伐と作業道開設とともに、森林環境譲与税の財源を活用し、間伐や搬出等の森林施業に対

する町独自の補助事業を拡充しながら、一体的に森林整備を実施してまいります。あわせて、若者世帯の住宅取得及びリフォーム事業に係る補助金の町内事業者の利用加算も継続し、地域内循環を促進してまいりたいと考えております。また、わせ樹種であるセンドンの育成、そして紙幣の原料となるミツマタの生産、出荷等に引き続き取り組んでまいります。

水産業の活性化と再生につきましては、漁業組合や漁業者、NPO団体等が行う新たな取り組みへの支援を行うとともに、関係者と連携しながら一体的に推進してまいります。

本町は兵庫県のほぼ中央に位置し、京阪神から約1時間30分、姫路から約40分と良好なアクセス環境にあります。四季を通した魅力あふれる神河町を町ホームページ、観光ナビにより、これまで以上に町内外へ強力にPR・発信していきながら、観光交流人口100万人を目標に、観光交流センターを拠点に、観光協会、観光施設、指定管理者、行政、そして関係する事業者と連携しながら引き続き、全ての世代の方々に行ってみたいと思ってもらえる神河町を目指すとともに、にぎわいを創出してまいります。

昨年、神河町・市川町・朝来市で設立したHYOGO Mediaフィルムコミッションによる映画ロケ地のPRパンフの作成など、さらなる誘致活動の強化に取り組んでまいります。

また、観光協会においては、一般社団法人として法人化による組織強化が図られたことにより、観光産業の育成と新しい事業を取り入れながら地域に根差した活動が進められることを期待しております。

観光の核となる峰山高原スキー場、峰山高原リゾート・ホワイトピーク及びグリーンピーク、そして道の駅「銀の馬車道・神河」のブランド力効果はもちろん、さらなる知名度アップ、集客増に取り組んでまいります。また、年間を通した利用促進におきましても、引き続き指定管理者等と連携し、充実した施設の活用プログラムにより付加価値を高め、より効果のある方策や手段をとりながらPR活動や情報発信を進め、集客に努めてまいります。さらに、今後の施設整備や来場者への対応につきましては、毎年検証し、関係者間で協議・検討しながら、よりよい施設となるよう進めてまいります。

かみかわの賑わいづくりにつきましては、越知川名水エリア、銀の馬車道エリア、大河内高原エリアの3つのエリアにある観光施設・資源を最大限に生かしながら、それぞれの施設において独自のサービス向上を図り、より魅力ある観光地・施設として町内外に発信してまいります。また、2021年のワールドマスターゲームズ開催時には、多くの外国人来訪者があることから、町内の観光施設における公衆無線LANの環境整備については、本年度完了を目指し取り組んでまいります。

次に、3つ目の「ハートが繋がるまちづくり」での、第6は、「安定した持続可能なまちを実現する」（人権、住民参画、コミュニティ、行財政）でございます。

昨年12月、「人権尊重のまち」宣言のもと、全ての人が幸せになるために神河町部

落差別の解消の推進に関する条例を制定いたしました。その実現を目指し、引き続き毎月11日は人権を確かめる日の啓発、PR活動を推進し、誰もが人として尊重されるまちづくりに取り組んでまいります。

町長就任以来、昨年で10回を数えた町長懇談会については、少し開催環境に変化を加えながら、集落が抱える喫緊の課題や、町としてぜひ共有しておかなければならない課題等について意見交換の場ができればと考えており、その場での貴重な意見を今後のまちづくりに生かしてまいります。

まちづくりの指針となる第2次神河町長期総合計画については、町民の皆様との協働のもと検討・協議を重ねつくり上げました。この計画の実施に当たっても町民の皆様の参画のもと、取り組んでいくこととしております。あわせて、住民・地域・企業等の連携のもと、男女共同参画社会の実現に努めるとともに、その基本となる男女共同参画推進計画の更新を進めてまいります。

情報発信につきましては、町民の皆様によりわかりやすい広報づくりに努めるとともに、町ホームページやSNSなどさまざまなツールを活用した情報発信を充実してまいりました。引き続き、町内外に町政やイベントなどの情報を適時適切に発信するとともに、町民の皆様の生活に有用な情報提供に一層努めてまいります。

町民の皆様から納付いただいております町税につきましては、的確な課税客体の把握により公平公正な課税を行ってまいります。また、適切な滞納処分を行うとともに、特別徴収月間での徴収強化の取り組みによる徴収率をアップしてまいります。

住民サービスにおいては、平成30年4月開始のコンビニエンスストアにおいて、マイナンバーカードを利用した住民票・印鑑証明・戸籍証明等の取得、そしてコンビニエンスストア及びクレジットカードでの町税や上下水道料金の納付ができるように利便性の向上を図ってきており、徐々にではありますが、利用者数も増加しております。マイナンバーカードの普及率は、まだまだ低い状況ではございますが、今後も、まずは町民の皆様のマイナンバーカードの取得促進を中心に力を注いでまいります。

また、これらの環境が整ったことから現在、支庁舎の日曜証明窓口及び日直業務は、第2・4日曜日と縮小して実施しておりますが、本年4月1日から廃止させていただく方向で考えております。

ふるさとづくり応援寄附金につきましては、貴重な自主財源であることから、より一層の普及とPRを行い、返礼品を充実しながら積極的に取り組んでいくとともに、いただいた寄附金を有効に活用してまいります。

町財政につきましては、総務省が示す統一基準による地方公会計の整備により、財政の見える化を進めてまいります。また、これからの財政運営については、財源確保の面から予断を許さない状況が続くことが推測されることから、第2次神河町行財政改革大綱に基づく実施計画の不断の取り組みとともに、公共施設等総合管理計画に基づく寿命化・統合・廃止等の施設の適正な配置と維持管理により、財政負担の軽減と平準化を目

指し、より一層の経費削減に努めつつ、事務の効率性を高め、無駄を減らしていくためのさらなる改革・改善に努め、計画的かつ効率的な行財政運営のまちの実現を目指してまいります。

最後に、多様化する価値観、ライフスタイル、インターネットを通じたコミュニティの発展などにより、以前であればその地域で求められるニーズや施策の方向性はある程度一定ではありましたが、この現代社会においてはそうではなくなってきております。したがって、その地域に住む大多数の方々にいいねと言ってもらえるような施策を立案することが、非常に難しくなってきていると感じております。

この時代における行政にとって必要なことは、この多様な価値観などに基づくニーズを見きわめる目と各ニーズに届く細やかなサービスをつくり出す力を磨かなければなりません。つまり、この多様な価値観などに基づく埋もれたニーズを探し出す力が、これまで以上に町行政にとって重要になっていると感じています。時代の流れをいち早く捉え、この埋もれたニーズをしっかりと掘り起こし、私みずからの判断と責任において、そのニーズに応える施策を新たに立案し、速やかに実施できるよう努めてまいります。

以上を申し上げまして、令和2年度の予算に対する私の所信といたします。

次に、第21号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町一般会計予算でございまして、地方自治法第211条第12項の規定によりまして議会に提出するものでございます。

予算書の1ページをごらんください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億2,500万円と定め、その歳入歳出予算の款項の区分・金額は、第1表、歳入歳出予算によると定めております。前年度当初予算と比較してマイナス8.5%、額にして7億6,500万円の減額でございます。

続きまして、歳入でございます。13ページをお願いいたします。

1款町税は、17億9,442万6,000円で、対前年度比マイナス2.6%、4,853万6,000円の減収と見込んでおります。

2款から10款までの地方譲与税、そして各県税の交付金と地方特例交付金は、前年度決算見込みを基本に地方財政計画、そして県の配分見込みにより、それぞれ計上しております。

11款地方交付税は、30億9,500万円で、対前年度4.2%、1億2,500万円の増額でございます。これは普通交付税の増額でございまして、前年度の交付額との比較ではマイナス0.4%、1,194万5,000円の減額となっております。

12款交通安全対策特別交付金は220万円で、前年度と同額でございます。

13款分担金及び負担金は4,538万1,000円で、対前年度比マイナス2.9%、134万4,000円の減額でございます。

14款使用料及び手数料は、1億7,764万2,000円で、対前年度比マイナス4.3%、789万4,000円の減額でございます。

15款国庫支出金は、5億7,875万5,000円で、対前年度比マイナス5.7%、3,469万8,000円の減額でございます。

16款県支出金は、7億504万7,000円で、対前年度比5.9%、3,941万3,000円の増額でございます。

17款財産収入は、2,752万1,000円で、対前年度比マイナス8.9%、267万7,000円の減額でございます。

18款寄附金は、2,500万1,000円で、前年度と同額でございます。

19款繰入金は、2億1,373万5,000円で、対前年度比マイナス48.9%、2億466万円の減額でございます。そのうち、財政調整基金繰入金は9,000万円で、対前年度比1億1,000万円の減額でございます。

20款繰越金は、5,000万円で、前年度と同額でございます。

21款諸収入は、2億34万9,000円で、対前年度比マイナス44.0%、1億5,724万7,000円の減額でございます。

22款町債は、9億1,800万円で、対前年度比マイナス35.7%、5億1,010万円の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。14ページをお願いいたします。

1款議会費は、8,666万円で、対前年度比マイナス4.8%、439万円の減額でございます。

2款総務費は、11億1,941万4,000円で、対前年度比マイナス32.4%、5億3,737万8,000円の減額でございます。

3款民生費は、15億1,092万4,000円で、対前年度比5.8%、8,255万円の増額でございます。

4款衛生費は、15億6,582万1,000円で、対前年度比マイナス11.6%、2億5,13万6,000円の減額でございます。

5款農林水産業費は、6億2,848万円で、対前年度比6.6%、3,887万3,000円の増額でございます。

6款商工費は、3億2,083万6,000円で、対前年度比マイナス21.9%、8,993万1,000円の減額でございます。

7款土木費は、6億9,079万6,000円で、対前年度比マイナス16.5%、1億3,628万円の減額でございます。

8款消防費は、2億5,632万8,000円で、対前年度比マイナス4.9%、1,315万7,000円の減額でございます。

9款教育費は、10億4,990万3,000円で、対前年度比13.8%、1億2,752万3,000円の増額でございます。

10款公債費は、9億7,583万7,000円で、対前年度比マイナス2.8%、2,767万4,000円の減額でございます。元金償還金が9億1,496万3,000円、利子

償還金が6,086万6,000円、公債諸費が8,000円でございます。

12款予備費は、1,000万円で、前年度と同額でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 御苦労さんでした。

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、あす3月4日午前9時再開といたします。

本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後5時05分延会
